

第43号議案

令和4年10月11日
任用給与課

東京都人事委員会規則の一部改正等について（勤務時間関係・給与関係）

標記の件について、下記Ⅰの東京都人事委員会規則の一部改正については別添1のとおり改正し、施行する。

下記Ⅱの東京都規則の一部改正等については、申請・協議（別添2）のとおり承認・同意する。

記

Ⅰ 東京都人事委員会規則の一部改正（別添1）

- 1 職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

Ⅱ 東京都規則の一部改正等（別添2）

- 1 職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 2 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 3 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 4 会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則
- 5 東京都教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則
- 6 東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則
- 7 都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則
- 8 東京都議会議会局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正

- 9 東京消防庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正
- 10 都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則
- 11 警視庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正
- 12 職員の慶弔休暇の特例に関する規則の一部を改正する規則
- 13 学校職員の慶弔休暇の特例に関する規則の一部を改正する規則
- 14 東京都教育委員会会計年度任用職員の慶弔休暇の特例に関する規則の一部を改正する規則
- 15 東京都議会議会局会計年度任用職員の慶弔休暇の特例に関する規程の一部改正
- 16 警視庁会計年度任用職員の慶弔休暇の特例に関する規程<新設>
- 17 職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 18 学校職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 19 職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則
- 20 学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則
- 21 住居手当に関する規則の一部を改正する規則
- 22 学校職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則
- 23 学校職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

II 東京都規則の一部改正等

1 職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都パートナーシップ宣誓制度の導入に伴い、所要の改正を行う。

項 該 目 目 該 当 条 文	内 容
<p>条例第2条の3第3号ハの特に必要と認められる場合 第3条の3第2号</p>	<p>【東京都パートナーシップ宣誓制度の導入に伴う規定整備】</p> <p>非常勤職員が子の1歳6か月到達日まで育児休業をすることができる場合として、条例において「育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として人事委員会の承認を得て東京都規則で定める場合に該当する場合」とする要件の規定整備</p> <p>「常態として当該子を養育している当該子の親である配偶者であって当該子の1歳到達日後の期間について常態として当該子を養育する予定であった者が次に掲げる場合のいずれかに該当した場合」 →「<u>常態として当該子を養育している当該子の親である配偶者又はパートナーシップ関係の相手方</u>であって当該子の1歳到達日後の期間について常態として当該子を養育する予定であった者が次に掲げる場合※のいずれかに該当した場合」</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>(参考) ※次に掲げる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 死亡した場合 ロ 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該子を養育することが困難な状態になった場合 ハ 当該子と同居しないこととなった場合 ニ 6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）以内に出産する予定である場合又は産後8週間を経過しない場合 </div>
<p>施行期日 附則</p>	<p>令和4年11月1日</p>

2 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都パートナーシップ宣誓制度の導入に伴い、所要の改正を行う。

項 該 目 目 該 当 条 文	内 容
<p>規 定 整 備</p> <p>第7条の2第1項 第5項第4号 第9項</p> <p>第7条の2の2第9項</p> <p>第7条の3第9項</p> <p>別記第2号様式の2 別記第2号様式の3</p>	<p>【勤務時間条例の改正に伴う改正】</p> <p>○ 育児を行う職員の深夜勤務の制限の要件のうち、配偶者又はパートナーシップの関係の相手方が東京都規則で定める者に該当する場合を除くとする要件について規定整備</p> <p>「配偶者」 →「配偶者又はパートナーシップ関係の相手方」</p> <p>○ 育児を行う職員の深夜勤務制限開始日とされた日の前日までに、事由が生じた場合に、請求がされなかったこととみなす要件について規定整備</p> <p>深夜において「配偶者」である当該子の親がいることとなった場合 →深夜において「配偶者又はパートナーシップ関係の相手方」である当該子の親がいることとなった場合</p> <p>○ 介護を行う職員の深夜勤務の制限、超過勤務の免除及び超過勤務の制限に係る要件の見直し</p> <p>深夜勤務制限等の開始日とされた日の前日までに、事由が生じた場合に、請求がされなかったこととみなす要件について規定整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」 →「要介護者と当該請求をした職員との関係が配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方又は二親等内の親族でなくなった」 ・「要介護者（当該職員の配偶者及び二親等内の親族を除く。）と同一の世帯に属さない」 →「要介護者（当該職員の配偶者又はパートナーシップ関係の相手方及び二親等内の親族を除く。）と同一の世帯に属さない」 <p>○ 文言整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「第8項中」→「前項中」 ・「消滅の理由」→「理由」
<p>育 児 時 間</p> <p>第21条第3項</p> <p>第4項 第5項</p>	<p>【東京都パートナーシップ宣誓制度の導入に伴う規定整備】</p> <p>○ 男性職員の育児時間</p> <p>生児の母親が育児休業等により生児を育てることができる場合には承認しないとする規定や、1日につき90分から配偶者が利用する育児時間を差し引いた時間を男性職員の育児時間の限度とする規定等について、パートナーシップ関係の相手方についても配偶者と同様の取扱いとするよう見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「その生児の母親」 →「その生児を育てる当該職員の配偶者又はパートナーシップ関係の相手方」 ・「配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」、「配偶者」 →「配偶者又はパートナーシップ関係の相手方」

<p>規 定 整 備</p> <p>第22条第1項 第3項 第22条の2第1項 第2項 第4項</p>	<p>【東京都パートナーシップ宣誓制度の導入に伴う規定整備】</p> <p>出産支援休暇及び育児参加休暇について、パートナーシップ関係の相手方の出産等の場合に休暇を取得できるよう見直し</p> <p>「配偶者」 →「配偶者又はパートナーシップ関係の相手方」</p>
<p>子どもの看護休暇</p> <p>第22条の3第1項</p>	<p>【東京都パートナーシップ宣誓制度の導入に伴う規定整備】</p> <p>休暇の対象となる子にパートナーシップ関係の相手方の子を追加</p> <p>「配偶者の子を含む。」 →「配偶者又はパートナーシップ関係の相手方の子を含む。」</p>
<p>慶 弔 休 暇</p> <p>第24条第1項 第2項第1号 第2号 第3項</p>	<p>【東京都パートナーシップ宣誓制度の導入に伴う規定整備】</p> <p>○ 結婚する場合に加え、パートナーシップ関係となる場合に休暇の対象とするよう見直し</p> <p>・「職員が結婚する場合」 →「職員が結婚する場合又はパートナーシップ関係となる場合」</p> <p>※パートナーシップ関係となる場合…東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例第7条の2第2項の証明若しくは同条第1項の東京都パートナーシップ宣誓制度と同等の制度であると知事が認めた地方公共団体のパートナーシップに関する制度による証明を受けたパートナーシップ関係にある者と、同居し、かつ、生計を一にすることとなる場合</p> <p>・「結婚の日（戸籍法に規定する婚姻の届出をした日又は結婚した日のうち職員が選択した日をいう。）」 →「結婚の日（戸籍法に規定する婚姻の届出をした日又は結婚した日のうち職員が選択した日をいう。）又はパートナーシップ関係となる場合に該当することとなった日」</p> <p>○ 職員の親族が死亡した場合の休暇を職員の関係者が死亡した場合の休暇とするよう見直し</p> <p>・「職員の親族が死亡した場合」 →「職員の関係者（別表第3に掲げる者に限る。以下同じ。）が死亡した場合」</p> <p>・「職員の親族（別表第3に掲げる親族に限る。）」 →「職員の関係者」</p>

別表第3

・別表第3の見直し

現行	→	改正案	
親族		関係者	日数
配偶者		配偶者又はパートナーシップ関係の相手方	10日
父母		(現行のとおり)	7日
子		(現行のとおり)	7日
祖父母		(現行のとおり)	3日等
孫		(現行のとおり)	2日
兄弟姉妹		(現行のとおり)	3日
おじ又はおば		(現行のとおり)	1日等
おい又はめい		(現行のとおり)	1日
父母の配偶者又は配偶者の父母		父母の配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方又は配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方の父母	3日(職員と生計を一にしていた場合は7日)
子の配偶者又は配偶者の子		子の配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方又は配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方の子	3日(職員と生計を一にしていた場合は7日)
祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母		祖父母の配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方又は配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方の祖父母	1日(職員と生計を一にしていた場合は3日)
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹		兄弟姉妹の配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方又は配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方の兄弟姉妹	1日(職員と生計を一にしていた場合は3日)
おじ又はおばの配偶者		おじ又はおばの配偶者又はパートナーシップ関係の相手方	1日

規 定 整 備 別記第5号様式	【東京都パートナーシップ宣誓制度の導入に伴う規定整備】 介護休暇又は介護時間に係る申請事由変更届の規定整備 「被介護者との親族関係に変更があった」 →「被介護者との関係が配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方又は二親等内の親族でなくなった」
施 行 期 日 附則第1項	令和4年11月1日
経 過 措 置 附則第2項	この規則の施行の際、改正前の別記第2号様式の2、第2号様式の3及び第5号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

3 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

「Ⅱ」の「2」と同様の改正を行う。

4 会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

東京都パートナーシップ宣誓制度の導入に伴い、所要の改正を行う。

項 該 目 文	内 容
介 護 休 暇 第26条第1項	<p>【東京都パートナーシップ宣誓制度の導入に伴う規定整備】</p> <p>要介護者に係る規定の整備</p> <p>「配偶者若しくは二親等内の親族又は同一の世帯に属する者で疾病、負傷又は老齢により日常生活を営むことに支障があるもの」</p> <p>→「配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）若しくは<u>条例第10条の2第1項に規定するパートナーシップ関係の相手方</u>若しくは二親等内の親族又は同一の世帯に属する者で疾病、負傷又は老齢により日常生活を営むことに支障があるもの」</p>
施 行 期 日 附則	令和4年11月1日

5 東京都教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

6 東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

7 都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則

8 東京都議会議会局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正

9 東京消防庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正

「Ⅱ」の「4」と同様の改正を行う。

10 都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則

東京都パートナーシップ宣誓制度の導入等に伴い、所要の改正を行う。

項 該 当 条 目 文	内 容
<p>年次有給休暇の付与 第20条第2項</p> <p>第3項(新設)</p>	<p>【年次有給休暇の付与に関する規定の整備】</p> <p>○ 東京都のいずれかの職にあった者が引き続き日勤講師として新たに任用される場合の年休の付与に関する規定を整備</p> <p>(年度中途に年休が付与される職から引き続き日勤講師に任用される場合を想定し規定を見直し)</p> <p>(現行)</p> <p>東京都のいずれかの職(日勤講師を除く。)から引き続き日勤講師に任用される場合の年休の日数 = (ア) + (イ) - (ウ)</p> <p>(ア) 新たに付与される日数(別表第2)</p> <p>(イ) 任用日前1年の期間内に付与されていた日数</p> <p>(ウ) 前付与日から任用日の前日までに使用した日数</p> <p>(改正案)</p> <p>東京都のいずれかの職(会計年度任用の職及び臨時的任用の職を除く。)にあったものが引き続き日勤講師に任用される場合の年休の日数 = (ア) + (イ) + (ウ) - (エ)</p> <p>(ア) 新たに付与される日数(別表第2)</p> <p>(イ) 任用日前1年の期間内に付与された日数 × 当該年休付与日(前付与日)から任用日までの月数 ÷ 12</p> <p>(ウ) 前付与日以前の1年の期間内に付与された日数のうち使用しなかった日数</p> <p>(エ) 前付与日から任用日の前日までに使用した日数</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>(例) 年休が1月1日に付与されていた常勤職員(在職期間6年以上)が3月に退職後、4月から日勤講師(任期12月)になった場合(1月時点の年休が40日(付与20日、繰越20日)、1～3月に15日使用)</p> <p>(ア) 20日 + (イ) 5日 (= 20日 × 3月 ÷ 12) + (ウ) 20日 - (エ) 15日 = 30日</p> </div> <p>○ 東京都の会計年度任用の職(日勤講師を除く。)又は臨時的任用の職にあった者が引き続き日勤講師として新たに任用される場合の年休の付与に関する規定を整備</p> <p>会計年度任用の職(日勤講師を除く。)又は臨時的任用の職から引き続き日勤講師に任用される場合の年休の日数 = (ア) + (イ)</p> <p>(ア) 新たに付与される日数(別表第2)</p> <p>(イ) 任用日の前日に使用することができる日数のうち同日の年度に付与された日数</p>
<p>介護休暇 第22条第1項</p>	<p>【東京都パートナーシップ宣誓制度の導入に伴う規定整備】</p> <p>要介護者に係る規定の整備</p> <p>「配偶者若しくは二親等内の親族又は同一の世帯に属する者で疾病、負傷又は老齢により日常生活を営むことに支障があるもの」</p> <p>→ 「配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)<u>若しくは条例第11条の2第1項に規定するパートナーシップ関係の相手方</u>若しくは二親等内の親族又は同一の世帯に属する者で疾病、負傷又は老齢により日常生活を営むことに支障があるもの」</p>

施行期日 附則	令和4年11月1日
------------	-----------

11 警視庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正

東京都パートナーシップ宣誓制度の導入に伴い、所要の改正を行う。

項 該 目 文	内 容
育児又は介護を行 う会計年度任用職 員の深夜勤務の制 限 第7条	<p>【東京都パートナーシップ宣誓制度の導入に伴う規定整備】</p> <p>要介護者に係る規定の整備</p> <p>「配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）若しくは二親等内の親族又は同一の世帯に属する者で疾病、負傷又は老齢により日常生活を営むことに支障があるもの」</p> <p>→「配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）若しくは<u>条例第10条の2第1項に規定するパートナーシップ関係の相手方</u>若しくは二親等内の親族又は同一の世帯に属する者で疾病、負傷又は老齢により日常生活を営むことに支障があるもの」</p>
規 定 整 備 第18条の2 第18条の3	<p>【東京都パートナーシップ宣誓制度の導入に伴う規定整備】</p> <p>出産支援休暇及び育児参加休暇について、準用する警視庁警察職員の休日、休暇等に関する規程の改正に伴い、読み替え規定を整備</p> <p>「<u>男性職員</u>」とあるのは「<u>男性の会計年度任用職員</u>」と読み替える</p> <p>→「<u>職員</u>」とあるのは「<u>会計年度任用職員</u>」と読み替える</p>
介 護 休 暇 第24条	<p>【東京都パートナーシップ宣誓制度の導入に伴う規定整備】</p> <p>要介護者に係る規定の整備</p> <p>「配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）若しくは二親等内の親族又は同一の世帯に属する者で疾病、負傷又は老齢により日常生活を営むことに支障があるもの」</p> <p>→「配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）若しくは<u>条例第10条の2第1項に規定するパートナーシップ関係の相手方</u>若しくは二親等内の親族又は同一の世帯に属する者で疾病、負傷又は老齢により日常生活を営むことに支障があるもの」</p>
施行期日 附則	令和4年11月1日

12 職員の慶弔休暇の特例に関する規則の一部を改正する規則

勤務時間条例施行規則の改正に伴い、所要の改正を行う。

項 該 目 当 条 文	内 容
<p>規 定 の 内 容</p> <p>本文</p>	<p>【勤務時間条例施行規則の改正に伴う規定整備】</p> <p>○ 結婚の日が令和元年7月1日から令和3年1月6日までの間にある職員の慶弔休暇の取得可能期間の特例に係る規定整備</p> <p>勤務時間規則第24条第3項中「結婚の日の1週間前の日から当該結婚の日後6月を経過する日」とあるのは「令和3年1月1日から令和5年12月31日」とする</p> <p>→ 勤務時間規則第24条第3項中「<u>結婚の日又はパートナーシップ関係となる場合に該当することとなった日の1週間前の日から当該結婚の日又はパートナーシップ関係となる場合に該当することとなった日後6月を経過する日</u>」とあるのは「令和3年1月1日から令和5年12月31日」とする</p> <p>○ 結婚の日が令和3年1月7日から令和5年1月6日までの間にある職員等の慶弔休暇の取得可能期間の特例に係る規定整備</p> <p>結婚の日が令和3年1月7日から令和5年1月6日までの間にある職員については、同項中「当該結婚の日後6月を経過する日」とあるのは「令和5年12月31日」とする</p> <p>→ 結婚の日が令和3年1月7日から令和5年1月6日までの間にある職員<u>又はパートナーシップ関係となる場合に該当することとなった日が令和4年11月1日から令和5年1月6日までの間にある職員</u>については、同項中「<u>当該結婚の日又はパートナーシップ関係となる場合に該当することとなった日後6月を経過する日</u>」とあるのは「令和5年12月31日」とする</p> <p>※会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則で準用する場合を含む。</p>
<p>施 行 期 日</p> <p>附則</p>	<p>令和4年11月1日</p>

13 学校職員の慶弔休暇の特例に関する規則の一部を改正する規則

「Ⅱ」の「12」と同様の改正を行う。

14 東京都教育委員会会計年度任用職員の慶弔休暇の特例に関する規則の一部を改正する規則

勤務時間条例施行規則の改正に伴い、所要の改正を行う。

項 該 目 目 当 条 文	内 容
規定の内容 本文	【勤務時間条例施行規則の改正に伴う規定整備】 パートナーシップ関係となる場合に該当することとなった日が令和4年11月1日から令和5年1月6日までの間にある会計年度任用職員について、職員の慶弔休暇の特例に関する規則の規定を準用する旨の規定を追加
施行期日 附則	令和4年11月1日

15 東京都議会議会局会計年度任用職員の慶弔休暇の特例に関する規程の一部改正

「Ⅱ」の「14」と同様の改正を行う。

16 警視庁会計年度任用職員の慶弔休暇の特例に関する規程<新設>

「Ⅱ」の「14」と同様の規程を新設する。

17 職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

給与条例の改正等に伴い、所要の改正を行う。

項 該 目 目 当 条 文	内 容
給与簿 別記様式第1号の2	【地方公務員法の改正に伴う規定整備】 「(注)地方公務員法第28条の5に基づく再任用短時間勤務職員」 →「(注)地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)による改正前の地方公務員法第28条の5に基づく再任用短時間勤務職員」
届出の様式等 別記様式第2号(表) (裏)	【給与条例の改正等に伴う規定整備】 以下について規定整備 ・「配偶者」→(削除) ・「職員及び職員とその家族」→「職員及びその世帯の構成員」 ・「家族」→「世帯の構成員等」
施行期日 附則第1項	令和4年11月1日 ただし、別記様式第1号の2の改正規定は令和5年4月1日
経過措置 附則第2項 附則第3項	○ 令和4年11月1日以後、改正前の別記様式第2号による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。 ○ 令和5年4月1日以後、改正前の別記様式第1号の2による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

18 学校職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

学校職員給与条例の改正に伴い、所要の改正を行う。

項 該 当 条 目 文	内 容
給 与 簿 別記様式第1号の2	<p>【給与条例の改正等に伴う規定整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「配偶者」→「配偶者等」（扶養手当に関連する箇所のみ） ・注釈「平成27年9月分までは、「厚生年金保険料」とあるのは、「長期（厚生）」に読み替えて本様式を使用するものとする。」 →「「配偶者等」とは、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）又は学校職員の給与に関する条例（昭和31年東京都条例第68号）第12条第2項第1号に規定するパートナーシップ関係の相手方をいう。」
施 行 期 日 附則第1項	令和4年11月1日
経 過 措 置 附則第2項	令和4年11月1日以後、改正前の別記様式第1号の2による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる

19 職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則

給与条例の改正に伴い、所要の改正を行う。

項 該 当 条 目 文	内 容
規 定 整 備 第2条各号 第4条 第1項各号 第2項第3号 第5条 第1号～第6号 第6条 第7条第1項 第12条第2項 別表第2	<p>【給与条例の改正に伴う規定整備】</p> <p>単身赴任手当の支給要件の前提となる同居していた者に、「パートナーシップ関係の相手方」を追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「配偶者」 →「配偶者又はパートナーシップ関係の相手方」 ・「配偶者のない職員」 →「配偶者及びパートナーシップ関係の相手方のいずれもない職員」
施 行 期 日 附則	令和4年11月1日

20 学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則

「Ⅱ」の「19」と同様の改正を行う。

21 住居手当に関する規則の一部を改正する規則

東京都パートナーシップ宣誓制度の導入等に伴い、所要の改正を行う。

項 該 当 条 目 文	内 容
支 給 範 囲 第2条第2項第1号 第2号	【東京都パートナーシップ宣誓制度の導入に伴う改正】 住居手当の支給対象外となる「公舎等」について、職員住宅管理規則の改正を踏まえ規定整備 「都が職員及びその家族を居住させるために設置した施設」 →「都が職員及びその世帯の構成員を居住させるために設置した施設」 【文言整備】 <ul style="list-style-type: none"> ・「地方公共団体」→「他の地方公共団体」 ・「雇用主が被雇用者及びその家族を居住させるために設置した施設」 →「雇用主が被雇用者及びその世帯の構成員等を居住させるために設置した施設」
施 行 期 日 附則	令和4年11月1日

22 学校職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則

「Ⅱ」の「17」（別記様式第1号の2の改正を除く。）及び「Ⅱ」の「21」と同様の改正を行う。

23 学校職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都立学校設置条例の改正に伴い、所要の改正を行う。

項 該 当 条 目 文	内 容
放射線業務従事手当 別表第1 手当番号6	【工業高等学校の名称変更に伴う改正】 「都立の工業高等学校」 →「工業に関する学科を設置する都立の高等学校」
有害薬品取扱手当 別記第1 手当番号10	【工業高等学校の名称変更に伴う改正】 「都立の工業高等学校の工業化学科、総合技術科（教育長が別に定める都立の工業高等学校の総合技術科に限る。）」 →「工業に関する学科を設置する都立の高等学校の」 【支給範囲の規定整備】 削除：工業化学科、応用化学科、カラーリングアーツ科 追加：オートモビル工学科、キャリア技術科、理工環境科、環境科学科、科学技術科その他教育長が別に定める学科
施 行 期 日 附則	令和5年4月1日

4 総人職第 727 号
令和 4 年 10 月 5 日

東京都人事委員会 殿

東京都知事
小池百合子
(公 印 省 略)

職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部改正について（申請）

このことについて、下記のとおり改正する必要があるため、職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年東京都条例第 10 号）第 2 条の 3 に基づき、承認方申請します。

記

1 改正する規則

職員の育児休業等に関する条例施行規則（平成 4 年東京都規則第 35 号）

2 改正の理由

東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例の一部を改正する条例（令和 4 年東京都条例第 85 号）の施行を踏まえ、所要の改正を行う必要があるため

3 改正案文

別添のとおり

4 総人職第 725 号
令和 4 年 10 月 5 日

東京都人事委員会 殿

東京都知事

小池百合子

(公 印 省 略)

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正について（申請）

このことについて、下記のとおり改正する必要があるため、改正後の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 7 年東京都条例第 15 号）第 10 条の 2、第 10 条の 2 の 2、第 10 条の 3、第 16 条、第 17 条、第 17 条の 2 並びに第 20 条に基づき、承認方申請します。

記

1 改正する規則

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成 7 年東京都規則第 55 号）

2 改正の理由

東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例の一部を改正する条例（令和 4 年東京都条例第 85 号）の施行を踏まえ、所要の改正を行う必要があるため

3 改正案文

別添のとおり

4 教 人 勤 第 236 号
令和 4 年 10 月 5 日

東 京 都 人 事 委 員 会 殿

東 京 都 教 育 委 員 会
(公 印 省 略)

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正について（申請）

このことについて、下記のとおり改正する必要があるため、改正後の学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 7 年東京都条例第 45 号）第 11 条の 2、第 11 条の 2 の 2、第 11 条の 3、第 17 条、第 18 条、第 18 条の 2 並びに第 21 条に基づき、承認方申請します。

記

1 改正する規則

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成 7 年東京都教育委員会規則第 5 号）

2 改正の理由

東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例の一部を改正する条例（令和 4 年東京都条例第 85 号）の施行を踏まえ、所要の改正を行う必要があるため

3 改正案文

別添のとおり

4 総人職第 726 号
令和 4 年 10 月 5 日

東京都人事委員会 殿

東京都知事
小池百合子
(公印省略)

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正について（申請）

このことについて、下記のとおり改正する必要があるため、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 7 年東京都条例第 15 号）第 19 条に基づき、承認方申請します。

記

- 1 改正する規則
会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成 27 年東京都規則第 4 号）
- 2 改正の理由
東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例の一部を改正する条例（令和 4 年東京都条例第 85 号）の施行を踏まえ、所要の改正を行う必要があるため
- 3 改正案文
別添のとおり

4 教総総第 1359 号
令和 4 年 10 月 5 日

東京都人事委員会 殿

東京都教育委員会
(公印省略)

東京都教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の
一部改正について (申請)

このことについて、下記のとおり改正する必要があるため、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例 (平成 7 年東京都条例第 15 号) 第 19 条の規定に基づき、承認を申請します。

記

1 改正する規則

東京都教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則 (平成 27 年東京都教育委員会規則第 8 号)

2 改正の理由

東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例の一部を改正する条例 (令和 4 年東京都条例第 85 号) の施行を踏まえ、所要の改正を行う必要があるため。

3 改正案文

別添のとおり

4 教人職第 1 3 7 7 号
令和 4 年 1 0 月 5 日

東京都人事委員会 殿

東京都教育委員会
(公印省略)

東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の
一部改正について (申請)

このことについて、下記のとおり改正する必要があるため、学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例 (平成 7 年東京都条例第 45 号) 第 20 条の 2 の規定に基づき、承認方申請します。

記

1 改正する規則

東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則 (平成 27 年東京都教育委員会規則第 9 号)

2 改正の理由

東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例の一部を改正する条例 (令和 4 年東京都条例第 85 号) の施行を踏まえ、所要の改正を行う必要があるため

3 改正案文

別添のとおり

4 教人勤第 2 2 3 号

令和 4 年 1 0 月 5 日

東京都人事委員会 殿

東京都教育委員会

(公 印 省 略)

都立学校等に勤務する時間講師に関する規則等の一部改正について（申請）

このことについて、東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例の一部を改正する条例（令和 4 年東京都条例第 85 号）の施行等を踏まえ、別紙のとおり規定を整備する必要があるので、都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例（昭和 49 年東京都条例第 30 号）第 5 条等の規定に基づき承認方申請します。

改正する規則	番号	根拠規定	備考
都立学校等に勤務する時間講師に関する規則	教委規則 第 号	都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例第5条	承認申請
都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則	教委規則 第 号	都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例第10条において準用する第5条	承認申請

4 議 総 第 5 7 0 号
令和 4 年 1 0 月 5 日

東京都人事委員会 殿

東京都議会議長

三 宅 し げ き

(公 印 省 略)

東京都議会議会局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正について（申請）

このことについて、下記のとおり改正する必要があるため、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 7 年東京都条例第 15 号）第 19 条に基づき、承認方申請します。

記

1 改正する規程

東京都議会議会局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成 27 年東京都議会議長訓令第 5 号）

2 改正の理由

東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例の一部を改正する条例（令和 4 年東京都条例第 85 号）の施行を踏まえ、所要の改正を行う必要があるため

3 改正案文

別添のとおり

4 人 人 第 1 0 6 5 号
令 和 4 年 1 0 月 5 日

東京都人事委員会 殿

東京消防庁
消防総監 清水 洋文
(公 印 省 略)

東京消防庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正について（申請）

このことについて、下記のとおり改正する必要があるため、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年東京都条例第15号）第19条に基づき、承認方申請します。

記

1 改正する規程

東京消防庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成27年3月東京消防庁訓令第16号）

2 改正の理由

東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例の一部を改正する条例（令和4年度東京都条例第85号）の施行を踏まえ、所要の改正を行う必要があるため

3 改正案文

別添えのとおり

監．総．企．管第4887号
令和4年10月5日

東京都人事委員会 殿

警視総監 大石吉彦
(公 印 省 略)

警視庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正について（申請）

このことについて、下記のとおり改正する必要があるため、改正後の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年東京都条例第15号）第19条に基づき、承認方申請します。

記

1 改正する規則

警視庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成27年3月30日訓令甲第17号）

2 改正の理由

東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例の一部を改正する条例（令和4年東京都条例第85号）の施行を踏まえ、所要の改正を行う必要があるため

3 改正案文

別添のとおり

4 総人職第 728 号

令和 4 年 10 月 5 日

東京都人事委員会 殿

東京都知事

小池百合子

(公印省略)

職員の慶弔休暇の特例に関する規則の一部改正について（申請）

このことについて、下記のとおり改正する必要があるため、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 7 年東京都条例第 15 号）第 16 条第 2 項の規定に基づき、承認を申請します。

記

1 改正する規則

職員の慶弔休暇の特例に関する規則（令和 2 年東京都規則第 201 号）

2 改正の理由

東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例の一部を改正する条例（令和 4 年東京都条例第 85 号）の施行を踏まえ、所要の改正を行う必要があるため

3 改正案文

別添のとおり

4 教 人 勤 第 237 号
令 和 4 年 10 月 5 日

東 京 都 人 事 委 員 会 殿

東 京 都 教 育 委 員 会
(公 印 省 略)

学 校 職 員 の 慶 弔 休 暇 の 特 例 に 関 す る 規 則 の 一 部 改 正 に つ い て (申 請)

こ の こ と に つ い て、下 記 の と お り 改 正 す る 必 要 が あ る た め、学 校 職 員 の 勤 務 時 間、休 日、休 暇 等 に 関 す る 条 例 (平 成 7 年 東 京 都 条 例 第 45 号) 第 17 条 第 2 項 の 規 定 に 基 づ き、承 認 を 申 請 し ま す。

記

1 改 正 す る 規 則

学 校 職 員 の 慶 弔 休 暇 の 特 例 に 関 す る 規 則 (令 和 2 年 東 京 都 教 育 委 員 会 規 則 第 44 号)

2 改 正 の 理 由

東 京 都 オ リ ン ピ ッ ク 憲 章 に う た わ れ る 人 権 尊 重 の 理 念 の 実 現 を 目 指 す 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 (令 和 4 年 東 京 都 条 例 第 85 号) の 施 行 を 踏 ま え、所 要 の 改 正 を 行 う 必 要 が あ る た め

3 改 正 案 文

別 添 の と お り

4教総総第1371号
令和4年10月5日

東京都人事委員会 殿

東京都教育委員会
(公印省略)

東京都教育委員会会計年度任用職員の慶弔休暇の特例に関する規則の一部改正
について(申請)

このことについて、下記のとおり改正する必要があるため、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成7年東京都条例第15号)第19条第2項の規定に基づき、承認を申請します。

記

1 改正する規則

東京都教育委員会会計年度任用職員の慶弔休暇の特例に関する規則(令和2年東京都教育委員会規則第45号)

2 改正の理由

東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例の一部を改正する条例(令和4年東京都条例第85号)の施行を踏まえ、所要の改正を行う必要があるため

3 改正案文

別添のとおり

4 議 総 第 5 9 9 号
令和 4 年 1 0 月 5 日

東京都人事委員会 殿

東京都議会議長

三 宅 し げ き

(公 印 省 略)

東京都議会議会局会計年度任用職員の慶弔休暇の特例に関する規程の一部改正について（申請）

このことについて、下記のとおり改正する必要があるため、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年東京都条例第15号）第19条の規定に基づき、承認を申請します。

記

1 改正する規程

東京都議会議会局会計年度任用職員の慶弔休暇の特例に関する規程（令和2年東京都議会議長訓令第13号）

2 改正の理由

東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例の一部を改正する条例（令和4年東京都条例第85号）の施行を踏まえ、所要の改正を行う必要があるため

3 改正案文

別添のとおり

監．総．企．管第4888号
令和4年10月5日

東京都人事委員会 殿

警視総監 大石吉彦
(公 印 省 略)

警視庁会計年度任用職員の慶弔休暇の特例に関する規程の制定（申請）

このことについて、別紙のとおり警視庁会計年度任用職員の慶弔休暇の特例に関する規程の制定をしたいので、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年東京都条例第15号）第19条の規定に基づき、承認を申請します。

令和 4 年 10 月 5 日

東京都人事委員会 殿

東京都知事

小池 百合子

(公 印 省 略)

東京都規則の一部改正について（協議・申請）

標記の件について、下記のとおり規則を改正する必要があるので、改正後の職員の給与に関する条例（昭和 26 年東京都条例第 75 号）第 23 条の規定に基づき協議をするとともに、同条例第 11 条の 3 第 3 項及び第 12 条の 2 第 4 項の規定に基づき承認方申請します。

記

1 改正する規則

職員の給与に関する条例施行規則（昭和 37 年東京都規則第 172 号）

住居手当に関する規則（昭和 46 年東京都規則第 33 号）

職員の単身赴任手当に関する規則（平成 2 年東京都規則第 29 号）

2 改正理由

東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例の一部を改正する条例（令和 4 年東京都条例第 85 号）の施行等を踏まえた職員の給与に関する条例の改正等に伴い、所要の改正を行う必要があるため

3 改正案文

別紙のとおり

4 教人勤第227号

令和4年10月5日

東京都人事委員会 殿

東京都教育委員会

(公 印 省 略)

学校職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則等の改正について（申請・協議）

このことについて、学校職員の特殊勤務手当に関する条例（平成9年東京都条例第21号）の一部改正等に伴い、別紙のとおり規定を整備する必要があるので、学校職員の特殊勤務手当に関する条例第21条並びに学校職員の給与に関する条例（昭和31年東京都条例第68号）第13条の3第3項及び第14条の2第4項に基づき承認方申請し、同条例第25条の規定に基づき協議します。

名称	番号	根拠規定	備考
学校職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則	教委規則 第 号	学校職員の特殊勤務手当に関する条例 第21条	承認申請
学校職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則	教委規則 第 号	学校職員の給与に関する条例第25条	協議
学校職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則	教委規則 第 号	学校職員の給与に関する条例第13条の 3第3項	承認申請
学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則	教委規則 第 号	学校職員の給与に関する条例第14条の 2第4項	承認申請

職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年 月 日

東京都人事委員会

●東京都人事委員会規則第 号

職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の通勤手当に関する規則（昭和三十三年東京都人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二号中「配偶者（配偶者のない職員にあつては、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子）」を「職員の単身赴任手当に関する規則（平成二年東京都規則第二十九号）第五条第四号及び学校職員の単身赴任手当に関する規則（平成二年東京都教育委員会規則第六号）第五条第四号に規定する配偶者又はパートナーシップ関係の相手方等」に改める。

附 則

この規則は、令和四年十一月一日から施行する。

規則等改正案文一覧

～ 目 次 ～

II 東京都規則の一部改正等

- 1 職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（3頁）
- 2 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（4頁）
- 3 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（10頁）
- 4 会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（16頁）
- 5 東京都教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（17頁）
- 6 東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（19頁）
- 7 都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則（21頁）
- 8 東京都議会議会局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正（23頁）
- 9 東京消防庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正（24頁）
- 10 都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則（25頁）
- 11 警視庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正（28頁）
- 12 職員の慶弔休暇の特例に関する規則の一部を改正する規則（30頁）
- 13 学校職員の慶弔休暇の特例に関する規則の一部を改正する規則（31頁）
- 14 東京都教育委員会会計年度任用職員の慶弔休暇の特例に関する規則の一部を改正する規則（33頁）
- 15 東京都議会議会局会計年度任用職員の慶弔休暇の特例に関する規程の一部改正（35頁）
- 16 警視庁会計年度任用職員の慶弔休暇の特例に関する規程＜新設＞（36頁）

- 17 職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則（37頁）
- 18 学校職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則（39頁）
- 19 職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則（44頁）
- 20 学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則（46頁）
- 21 住居手当に関する規則の一部を改正する規則（49頁）
- 22 学校職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則（50頁）
- 23 学校職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則（52頁）

職員 職員
の 職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
育児 職員の育児休業等に関する条例施行規則（平成四年東京都規則第三十五号）の一部を
休業 次のように改正する。
等 第三条の三第二号中「配偶者」の下に「又はパートナ－シップ関係の相手方」を加え
に る。

附 則

この規則は、令和四年十一月一日から施行する。

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成七年東京都規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

第七条の二第一項及び第五項第四号中「配偶者」の下に「又はパートナ－シップ関係の相手方」を加え、同条第九項中「親族関係が消滅した」を「関係が配偶者若しくはパートナ－シップ関係の相手方又は二親等内の親族でなくなった」に改め、「配偶者」の下に「又はパートナ－シップ関係の相手方」を加え、「第八項」を「前項」に改める。

第七条の二の二第九項及び第七条の三第九項中「親族関係が消滅した」を「関係が配偶者若しくはパートナ－シップ関係の相手方又は二親等内の親族でなくなった」に改め、「配偶者」の下に「又はパートナ－シップ関係の相手方」を加え、「第八項」を「前項」に改める。

第二十一条第三項中「の母親」を「を育てる当該職員の配偶者又はパートナ－シップ関係の相手方」に改め、同条第四項中「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」を「又はパートナ－シップ関係の相手方」に改め、「当該配偶者」の下に「又はパートナ－シップ関係の相手方」を加え、同条第五項中

「配偶者」の下に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

第二十二條第一項中「男性」を削り、「配偶者」の下に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加え、同條第三項中「配偶者」の下に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

第二十二條の二第一項中「男性」を削り、「配偶者」の下に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加え、同條第二項本文中「男性」を削り、「配偶者」の下に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加え、同項ただし書中「男性」を削り、「その配偶者」の下に「若しくはパートナーシップ関係の相手方」を、「配偶者」の下に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加え、同條第四項本文中「配偶者」の下に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加え、同項ただし書中「配偶者」の下に「若しくはパートナーシップ関係の相手方」を加える。

第二十二條の三第一項中「配偶者」の下に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

第二十四條第一項中「する場合」の下に「又は東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成三十年東京都条例第九十三号）第七條の二第二項の証明若しくは同條第一項の東京都パートナーシップ宣誓制度と同等の制度である

と知事が認めた地方公共団体のパートナーシップに関する制度による証明を受けたパートナーシップ関係にある者と、同居し、かつ、生計を一にすることとなる場合（以下この条において「パートナーシップ関係となる場合」という。）を「親族」を「関係者（別表第三に掲げる者に限る。以下同じ。）」に改め、同条第二項第一号中「場合」の下に「又はパートナーシップ関係となる場合」を加え、同項第二号中「親族（別表第三に掲げる親族に限る。）」を「関係者」に改め、同条第三項中「をいう。」及び「当該結婚の日」の下に「又はパートナーシップ関係となる場合に該当することとなった日」を加える。

別表第三中

	親族
配偶者	

を

	関係者
配偶者又はパートナーシップ関係の相手方	

に、

祖父母の配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方	子の配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方又は配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方の子	父母の配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方又は配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方の父母
---------------------------	--	--

に改める。

おじ又はおばの配偶者	兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	子の配偶者又は配偶者の子	父母の配偶者又は配偶者の父母
------------	--------------------	------------------	--------------	----------------

を

又は配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方の祖父母	兄弟姉妹の配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方又は配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方の兄弟姉妹	おじ又はおばの配偶者又はパートナーシップ関係の相手方
-----------------------------	--	----------------------------

別記第二号様式の二中「配偶者」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

別記第二号様式の三中「配偶者」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。親族関係が消滅した」を「関係が配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方又は親等内の親族でなくなつた」に改め、「消滅の」を削る。

別記第五号様式中「親族関係に変更があった」を「関係が配属者若しくはパートナーシップ関係の相手方又は二親等内の親族でなくなつた」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和四年十一月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則別記第二号様式の二、第二号様式の三及び第五号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年 月 日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第 号

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成七年東京都教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第七条の二第一項中「配偶者」の下に「又は同項に規定するパートナーシップ関係の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）」を加え、同条第五項第四号中「配偶者」の下に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加え、同条第九項中「親族関係が消滅した」を「関係が配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方又は二親等内の親族でなくなった」に改め、「配偶者」の下に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加え、「第八項」を「前項」に改める。

第七条の二の二第九項及び第七条の三第九項中「親族関係が消滅した」を「関係が配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方又は二親等内の親族でなくなった」に改め、「配偶者」の下に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加え、「第八項」を「前項」に改める。

第二十二條第三項中「の母親」を「を育てる当該職員の配偶者又はパートナーシップ

関係の相手方」に改め、同条第四項中「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」を「又はパートナーシップ関係の相手方」に改め、「当該配偶者」の下に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加え、同条第五項中「配偶者」の下に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

第二十三条第一項中「男性」を削り、「配偶者」の下に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加え、同条第三項中「配偶者」の下に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

第二十三条の二第一項中「男性」を削り、「配偶者」の下に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加え、同条第二項本文中「男性」を削り、「配偶者」の下に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加え、同項ただし書中「男性」を削り、「その配偶者」の下に「若しくはパートナーシップ関係の相手方」を、「配偶者」の下に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加え、同条第四項本文中「配偶者」の下に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加え、同項ただし書中「配偶者」の下に「若しくはパートナーシップ関係の相手方」を加える。

第二十三条の三第一項中「配偶者」の下に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

第二十五条第一項中「する場合」の下に「又は東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成三十年東京都条例第九十三号）第七条の二第二項の証明若しくは同条第一項の東京都パートナーシップ宣誓制度と同等の制度であると知事が認めた地方公共団体のパートナーシップに関する制度による証明を受けたパートナーシップ関係にある者と、同居し、かつ、生計を一にすることとなる場合（以下この条において「パートナーシップ関係となる場合」という。）」を加え、「親族」を「関係者（別表第四に掲げる者に限る。以下同じ。）」に改め、同条第二項第一号中「場合」の下に「又はパートナーシップ関係となる場合」を加え、同項第二号中「親族（別表第四に掲げる親族に限る。）」を「関係者」に改め、同条第三項中「をいう。」及び「当該結婚の日」の下に「又はパートナーシップ関係となる場合に該当することとなった日」を加える。

別表第四中

配偶者	親族
-----	----

改

関 係 者	配 偶 者 又 は パ ー ト ナ ー シ ャ ッ プ 関 係 の 相 手 方
-------	---

に

改め、「父母の配偶者」、「又は配偶者」、「子の配偶者」及び「兄弟姉妹の配偶者」の下に「若しくはパートナーシップ関係の相手方」を、「おばの配偶者」の下に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

別記第二号様式の二中「配偶者」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

別記第二号様式の三中「配偶者」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加え、「親族関係が消滅した」を「関係が配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方又は親等内の親族でなくなつた」に改め、「消滅の」を削る。

別記第五号様式中「親族関係に変更があつた」を「関係が配偶者若しくはパートナー

シッピング関係の相手方又は二親等内の親族でなくなつた」に改める。

附 則

1 この規則は、令和四年十一月一日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則別記第二号様式の二、第二号様式の三及び第五号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則
会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成二十七年東京都規則第四号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項中「配偶者」の下に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）若しくは条例第十条の二第一項に規定するパートナーシップ関係の相手方」を加える。

附 則

この規則は、令和四年十一月一日から施行する。

東京都教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年 月 日

東京都教育委員会

・東京都教育委員会規則第六十一号

東京都教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

東京都教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成二十七年東京都教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項中「配偶者」の下に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）若しくは条例第十条の二第一項に規定するパートナーシップ関係の相手方」を加える。

附 則

この規則は、令和四年十一月一日から施行する。

東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する
規則を公布する。

令和四年 月 日

東京都教育委員会

● 東京都教育委員会規則第 号

東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部
を改正する規則

東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成二十七年東京都教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項中「配偶者」の下に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）若しくは条例第十一条の二第一項に規定するパートナーシップ関係の相手方」を加える。

附 則

この規則は、令和四年十一月一日から施行する。

都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年 月 日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第 号

都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則

都立学校等に勤務する時間講師に関する規則（昭和四十九年東京都教育委員会規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第十八条の三第一項中「配偶者」の下に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）若しくは勤務時間条例第十一条の二第一項に規定するパートナーシップ関係の相手方」を加える。

附 則

この規則は、令和四年十一月一日から施行する。

●東京都議会議員長訓令第 号

東京都議会事務局

東京都議会議会局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成二十七年東京都議会議員長訓令第五号）の一部を次のように改正する。

令和四年十月十七日

東京都議会議員長 三宅 しげき

第二十五条第一項中「配偶者」の下に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）若しくは条例第十条の二第一項に規定するパートナーシップ関係の相手方」を加える。

附 則

この訓令は、令和四年十一月一日から施行する。

別添え

東京消防庁訓令第●号

庁 中 一 般
消 防 署

東京消防庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成27年3月23日東京消防庁訓令第16号）の一部を次のように改正する。

令和4年10月●●日

東京消防庁
消防総監 清水 洋文

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(介護休暇)</p> <p>第25条 所属長は、職員がその配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)若しくは<u>条例第10条の2第1項に規定するパートナーシップ関係の相手方</u>若しくは二親等以内の親族又は同一の世帯に属する者で疾病、負傷又は老齢により日常生活を営むことに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、介護休暇(前条に規定する者を除く。以下この条及び次条において同じ。)を承認するものとする。</p> <p>[2 略]</p>	<p>(介護休暇)</p> <p>第25条 所属長は、職員がその配偶者若しくは二親等以内の親族又は同一の世帯に属する者で疾病、負傷又は老齢により日常生活を営むことに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、介護休暇(前条に規定する者を除く。以下この条及び次条において同じ。)を承認するものとする。</p> <p>[2 同左]</p>
<p>備考 表中の [] の記載は注記である。</p>	

附 則

この訓令は、令和4年11月1日から施行する。

都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年 月 日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第 号

都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則

都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則（平成十九年東京都教育委員会規則第六十号）の一部を次のように改正する。

第二十条第二項中「（日勤講師）を」（会計年度任用の職及び臨時的任用の職）に改め、「この項」の下に「及び次項」を加え、「から当該年次有給休暇の付与日から任用日の前日までに使用した日数を差し引いた日数を、前項に規定する年次有給休暇の日数に加えたもの」を「に当該年次有給休暇の付与日（以下「前付与日」という。）から任用日の前日までの月数を十二で除して得た数を乗じた日数（一日未満の端数があるときは、これを日単位に切り上げた日数）に、前付与日前一年の期間内に付与されていた年次有給休暇の日数のうち使用しなかった日数並びに前項に規定する年次有給休暇の日数を加えた日数（前付与日前一年の期間内に付与されていた年次有給休暇の付与日が任用日前二年以前の日である場合は、前付与日前一年の期間内に付与されていた年次有給休暇の日数のうち使用しなかった日数を差し引いたもの）から、前付与日から任用日の前日までに使用した日数を差し引いた日数」に改め、同条中第八項を第九項とし、第三項から第七項までを一項ずつ繰り下げ、第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項の規定にかかわらず、東京都の会計年度任用の職（日勤講師を除く。）又は
臨時的任用の職にあった者が引き続き日勤講師として新たに任用される場合のその年
度の年次有給休暇は、任用日の前日に使用することができ、日数のうち同日の属する
年度に付与されたものに、第一項に規定する年次有給休暇の日数を加えたものとする。
第二十二條第一項中「配偶者」の下に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事
情にあるものを含む。）若しくは勤務時間条例第十一条の二第一項に規定するパートナ
ーシップ関係の相手方」を加える。

附 則

この規則は、令和四年十一月一日から施行する。ただし、第二十条の改正規定は、令
和五年四月一日から施行する。

訓令甲第 号

警視庁警察職員の休日、休暇等に関する規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年10月 日

警視総監 小 島 裕 史

警視庁警察職員の休日、休暇等に関する規程等の一部を改正する規程

(警視庁警察職員の休日、休暇等に関する規程の一部改正)

第1条 警視庁警察職員の休日、休暇等に関する規程(平成7年3月31日訓令甲第17号)の一部を次のように改正する。

第2条中「平成7年東京都条例第15号」の次に「。以下「条例」という。」を加える。

第16条第1項中「以下同じ。）」の次に「又は条例第10条の2第1項に規定するパートナーシップ関係の相手方(以下単に「パートナーシップ関係の相手方」という。))」を加え、同条第2項中「男性職員」を「職員」に改め、「配偶者」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

第16条の2第1項中「男性職員の配偶者」を「職員の配偶者又はパートナーシップ関係の相手方」に、「男性職員に」を「職員に」に改め、「その配偶者」の次に「若しくはパートナーシップ関係の相手方」を加え、「配偶者の出産予定日」を「配偶者又はパートナーシップ関係の相手方の出産予定日」に改め、同条第3項中「男性職員」を「職員」に改め、「、配偶者」の次に「又はパートナーシップ関係の相手方」を、「その配偶者」の次に「若しくはパートナーシップ関係の相手方」を加える。

第18条第1項中「結婚する場合」の次に「又は規則第24条第1項に規定するパートナーシップ関係となる場合」を加え、「親族」を「関係者」に改める。

第20条の4第1項中「配偶者」の次に「若しくはパートナーシップ関係の相手方」を加える。

(警視庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正)

第2条 警視庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程(平成27年3月30日訓令甲第17号)の一部を次のように改正する。

第1条中「平成7年東京都条例第15号」の次に「。以下「条例」という。」を加える。

第7条中「含む。）」の次に「若しくは条例第10条の2第1項に規定するパートナーシップ関係の相手方」を加える。

第18条の2及び第18条の3中「男性職員」を「職員」に、「男性の会計年度任用職員」を「会計年度任用職員」に改める。

第24条第1項中「含む。）」の次に「若しくは条例第10条の2第1項に規定するパートナーシップ関係の相手方」を加える。

(警視庁警察職員勤務規程の一部改正)

第3条 警視庁警察職員勤務規程(平成12年3月24日訓令甲第16号)の一部を次のように改正する。

第15条第3項各号列記以外の部分中「含む。）」の次に「又は条例第10条の2第1項に規定するパートナーシップ関係の相手方」を加える。

附 則

この訓令は、令和4年11月1日から施行する。

職員の慶弔休暇の特例に関する規則の一部を改正する規則

職員の慶弔休暇の特例に関する規則（令和二年東京都規則第二百一号）の一部を次のように改正する。

「をいう。」及び「から当該結婚の日」の下に「又はパートナースhip関係となる場合に該当することとなった日」を、「令和五年一月六日までの間にある職員」の下に「又は同項に規定するパートナースhip関係となる場合に該当することとなった日」が令和四年十一月一日から令和五年一月六日までの間にある職員」を、「当該結婚の日」の下に「又はパートナースhip関係となる場合に該当することとなった日」を加える。

附 則

この規則は、令和四年十一月一日から施行する。

学校職員の慶弔休暇の特例に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年 月 日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第 号

学校職員の慶弔休暇の特例に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の慶弔休暇の特例に関する規則（令和二年東京都教育委員会規則第四十四号）の一部を次のように改正する。

「をいう。」及び「から当該結婚の日」の下に「又はパートナースhip関係となる場合に該当することとなった日」を、「令和五年一月六日までの間にある職員」の下に「又は同項に規定するパートナースhip関係となる場合に該当することとなった日」が令和四年十一月一日から令和五年一月六日までの間にある職員」を、「当該結婚の日」の下に「又はパートナースhip関係となる場合に該当することとなった日」を加える。

附 則

この規則は、令和四年十一月一日から施行する。

東京都教育委員会会計年度任用職員の慶弔休暇の特例に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年 月 日

東京都教育委員会

・東京都教育委員会規則第六十四号

東京都教育委員会会計年度任用職員の慶弔休暇の特例に関する規則の一部
を改正する規則

東京都教育委員会会計年度任用職員の慶弔休暇の特例に関する規則（令和二年東京都教育委員会規則第四十五号）の一部を次のように改正する。

「令和五年一月六日までの間にある職員」の下に「又は同条第三項に規定するパートナーシップ関係となる場合に該当することとなった日が令和四年十一月一日から令和五年一月六日までの間にある職員」を加える。

附 則

この規則は、令和四年十一月一日から施行する。

●東京都議会議長訓令第 号

東京都議会 議会局

東京都議会議会局会計年度任用職員の慶弔休暇の特例に関する規程（令和二年東京都議会議長訓令第十三号）の一部を次のように改正する。

令和四年十月十七日

東京都議会議長 三宅 しげき

「令和五年一月六日までの間にある職員」の下に「又は同条第三項に規定するパートナ－シップ関係となる場合に該当することとなった日が令和四年十一月一日から令和五年一月六日までの間にある職員」を加える。

附 則

この訓令は、令和四年十一月一日から施行する。

1 年 保 存
令和 6 年 3 月 3 1 日まで

訓令乙第●号

警視庁会計年度任用職員の慶弔休暇の特例に関する規程を次のように定める。

令和 4 年 1 0 月 ● 日

警視総監 小 島 裕 史

警視庁会計年度任用職員の慶弔休暇の特例に関する規程

警視庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成 2 7 年 3 月 3 0 日訓令甲第 1 7 号。以下「会計年度任用職員規程」という。）第 2 1 条において準用する職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成 7 年東京都規則第 5 5 号。以下「規則」という。）第 2 4 条第 3 項に規定する結婚の日が令和元年 7 月 1 日から令和 5 年 1 月 6 日までの間にある会計年度任用職員（この訓令の施行の日前に当該結婚の日に係る会計年度任用職員規程第 2 1 条において準用する規則第 2 4 条第 2 項第 1 号の休暇を取得した職員を除く。）又は同条第 3 項に規定するパートナーシップ関係となる場合に該当することとなった日が令和 4 年 1 1 月 1 日から令和 5 年 1 月 6 日までにある会計年度任用職員については、職員の慶弔休暇の特例に関する規則の一部を改正する規則（令和 4 年東京都規則第●●●号）による改正後の職員の慶弔休暇の特例に関する規則（令和 2 年東京都規則第 2 0 1 号）の規定を準用する。この場合において、職員の慶弔休暇の特例に関する規則中「職員」とあるのは、「会計年度任用職員」と読み替えるものとする。

附 則

この訓令は、令和 4 年 1 1 月 1 日から施行する。

職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する条例施行規則（昭和三十七年東京都規則第百七十二号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号の二中「令和4年9月分までは、」の下に「地方公務員法の一部を改正する法律（今案）3号法律第63号）による改正前の」を加える。

別記様式第二号（表）中「配偶者」を削り、同様式（裏）中

2 住宅の実情欄中「公舎・社宅等」とは、都が職員及び職員とその家族を居住させるために設置した施設（有料、無料を問わない。）及び都以外の雇用主（国、民間等を問わず、全ての勤務先をいう。）が被雇用者及びその家族を居住させるために設置した施設をいう。

2 住宅の実情欄中「公舎・社宅等」とは、都が職員及びその世帯の構成員を居住させるために設置した施設（有料、無料を問わない。）並びに都以外の雇用主（国、民間等を問わず、全ての勤務先をいう。）が被雇用者及びその世帯の構成員等を居住させるために設置した施設をいう。

る。

附 則

1 この規則は、令和四年十一月一日から施行する。ただし、別記様式第一号の二の改正規定は、令和五年四月一日から施行する。

2 この規則（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）の施行の際、この規則による改正前の職員の給与に関する条例施行規則別記様式第二号による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

3 附則第一項ただし書に規定する改正規定の施行の際、同項ただし書に規定する改正規定による改正前の職員の給与に関する条例施行規則別記様式第一号の二による用紙

で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

学校職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年 月 日

東京都教育委員会

● 東京都教育委員会規則第 号

学校職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

学校職員の給与に関する条例施行規則（昭和三十七年東京都教育委員会規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号の二中

	個人番号	始 期 終 期				修正区分	氏 名	性 別	続 柄	生 年 月 日				年 齢	所 属 税 区 分	同 居 区 分	扶 養 手 当 対 象	児 童 手 当 対 象
		年	月	年	月					元 号	年	月	日					
配偶者	1																	
扶養親族	2																	
	3																	
	4																	
	5																	
	6																	
	7																	
	8																	
	9																	

を

	個人番号	始 期 終 期				修正区分	氏 名	性 別	続 柄	生 年 月 日				年 齢	所 得 税 区 分	同 居 区 分	扶 養 手 当 対 象	児 童 手 当 対 象
		年	月	年	月					元 号	年	月	日					
配偶者等	1																	
扶養親族	2																	
	3																	
	4																	
	5																	
	6																	
	7																	
	8																	
	9																	

に、

扶養手当算出			
配偶者	欠配第一子	左記以外	
		子供	その他

を

扶養手当算出			
配偶者等	欠配第一子	左記以外	
		子供	その他

に、

「平成 27 年 9 月分までは、「厚生年金保険料」とあるのは、「長期（厚生）」に読み替えて本様式を使用するものとする。」や「配偶者等」とは、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）又は学校職員の給与に関する条例（昭和 31 年東京都条例第 68 号）第 12 条第 2 項第 1 号に規定するパートナーシップ関係の相手方をいう。」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和四年十一月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の学校職員の給与に関する条例施行規則別記様式第一号の二による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の単身赴任手当に関する規則（平成二年東京都規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「配偶者が」を「配偶者又は条例第十条第二項第一号に規定するパートナーシップ関係の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）が」に、「若しくは配偶者」を「又は配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方」に改め、同条第二号及び第三号中「配偶者」の下に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加え、同条第四号中「配偶者が職員又は配偶者」を「配偶者又はパートナーシップ関係の相手方が職員又は配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方」に改め、同条第五号中「配偶者」の下に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

第四条第一項第一号中「配偶者」の下に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加え、同項第二号中「配偶者」の下に「若しくはパートナーシップ関係の相手方」を加え、同項第三号及び同条第二項第三号中「配偶者」の下に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

第五条第一号及び第二号中「配偶者」の下に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加え、同条第三号中「配偶者の」を「配偶者及びパートナーシップ関係の相手方のい

ずれも」に改め、同条第四号中「いた配偶者」の下に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加え、「配偶者の」を「配偶者及びパートナーシップ関係の相手方のいずれも」に、「配偶者等」を「配偶者又はパートナーシップ関係の相手方等」に改め、同条第五号中「配偶者の」を「配偶者及びパートナーシップ関係の相手方のいずれも」に、「配偶者等」を「配偶者又はパートナーシップ関係の相手方等」に改め、同条第六号中「配偶者等」を「配偶者又はパートナーシップ関係の相手方等」に改める。

第六条中「配偶者」の下に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。
第七条第一項及び第十二条第二項中「配偶者等」を「配偶者又はパートナーシップ関係の相手方等」に改める。

別表第二中「配偶者」の下に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

附 則

この規則は、令和四年十一月一日から施行する。

学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年 月 日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第 号

学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の単身赴任手当に関する規則（平成二年東京都教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「配偶者が」を「配偶者又は条例第十二条第二項第一号に規定するパートナーシップ関係の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）が」に、「若しくは配偶者」を「又は配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方」に改め、同条第二号及び第三号中「配偶者」の下に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加え、同条第四号中「配偶者が職員又は配偶者」を「配偶者又はパートナーシップ関係の相手方が職員又は配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方」に改め、同条第五号中「配偶者」の下に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

第四条第一項第一号中「配偶者」の下に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加え、同項第二号中「配偶者」の下に「若しくはパートナーシップ関係の相手方」を加え、同項第三号及び同条第二項第三号中「配偶者」の下に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

第五条第一号及び第二号中「配偶者」の下に「又はパートナーシップ関係の相手方」

を加え、同条第三号中「配偶者の」を「配偶者及びパートナーシップ関係の相手方のい
ずれも」に改め、同条第四号中「いた配偶者」の下に「又はパートナーシップ関係の相
手方」を加え、「配偶者の」を「配偶者及びパートナーシップ関係の相手方のいずれ
も」に、「配偶者等」を「配偶者又はパートナーシップ関係の相手方等」に、「うち」
を「のうち」に改め、同条第五号中「配偶者の」を「配偶者及びパートナーシップ関係
の相手方のいずれも」に、「配偶者等」を「配偶者又はパートナーシップ関係の相手方
等」に改め、同条第六号中「配偶者等」を「配偶者又はパートナーシップ関係の相手方
等」に改める。

第六条中「配偶者」の下に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

第七条第一項及び第十二条第二項中「配偶者等」を「配偶者又はパートナーシップ関
係の相手方等」に改める。

別表第二中「配偶者」の下に「又はパートナーシップ関係の相手方」を加える。

附 則

この規則は、令和四年十一月一日から施行する。

住居手当に関する規則の一部を改正する規則

住居手当に関する規則（昭和四十六年東京都規則第三十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中「家族」を「世帯の構成員」に改め、同項第二号中「地方公共団体」を「他の地方公共団体」に、「家族」を「世帯の構成員等」に改める。

附 則

この規則は、令和四年十一月一日から施行する。

学校職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年 月 日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第 号

学校職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の住居手当に関する規則（昭和四十六年東京都教育委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中「家族」を「世帯の構成員」に改め、同項第二号中「地方公共団体」を「他の地方公共団体」に、「家族」を「世帯の構成員等」に改める。

別記様式中「職員とその家族」を「その世帯の構成員」に、「」及び「」並びに「」に、「及びその家族」を「及びその世帯の構成員等」に改める。

附 則

1 この規則は、令和四年十一月一日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の学校職員の住居手当に関する規則別記様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

学校職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年 月 日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第 号

学校職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

学校職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（平成九年東京都教育委員会規則第十
二号）の一部を次のように改正する。

別表第一6の項中「都立の工業高等学校」を「工業に関する学科を設置する都立の高
等学校」に改め、同表10の部(1)の項中「都立の工業高等学校の工業化学科、総合技術科
（教育長が別に定める都立の工業高等学校の総合技術科に限る。）」、「を「工業に
る学科を設置する都立の高等学校の」に改め、「応用化学科、カラーリングアーツ科又
は」を削り、「グラフィックアーツ科」の下に「、オートモビル工学科、キャリア技術
科、理工環境科、総合技術科、環境化学科、科学技術科その他教育長が別に定める学科」
を加える。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

規則等改正新旧対照表

～ 目 次 ～

- 1 職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則（3頁）
- 2 職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（4頁）
- 3 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（5頁）
- 4 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（17頁）
- 5 会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（26頁）
- 6 東京都教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（27頁）
- 7 東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（28頁）
- 8 都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則（29頁）
- 9 東京都議会議会局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正（30頁）
- 10 都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則（31頁）
- 11 警視庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正（33頁）
- 12 職員の慶弔休暇の特例に関する規則の一部を改正する規則（36頁）
- 13 学校職員の慶弔休暇の特例に関する規則の一部を改正する規則（37頁）
- 14 東京都教育委員会会計年度任用職員の慶弔休暇の特例に関する規則の一部を改正する規則（38頁）
- 15 東京都議会議会局会計年度任用職員の慶弔休暇の特例に関する規程の一部改正（39頁）
- 16 職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則（40頁）
- 17 学校職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則（44頁）

- 18 職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則（46頁）
- 19 学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則（53頁）
- 20 住居手当に関する規則の一部を改正する規則（59頁）
- 21 学校職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則（60頁）
- 22 学校職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則（61頁）

改正案	現行
<p>第一条から第十三条まで（現行のとおり） （均衡職員の範囲）</p> <p>第十四条（現行のとおり）</p> <p>一（現行のとおり）</p> <p>二 職員の単身赴任手当に関する規則（平成二年東京都規則第二十九号）第五条第四号及び学校職員の単身赴任手当に関する規則（平成二年東京都教育委員会規則第六号）第五条第四号に規定する配偶者又はパートナーシップ関係の相手方等の住居への転居に伴い単身赴任手当が支給されないこととなった職員のうち、転居前の住居からの通勤時間の二分の三以上の通勤時間を要することとなり、転居後の住居からの通勤のため新幹線鉄道等でその利用が第十二条に規定する基準を満たすと認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とする者</p> <p>三（現行のとおり）</p> <p>第十五条から第二十条まで（現行のとおり）</p> <p>別表（現行のとおり）</p>	<p>第一条から第十三条まで（略） （均衡職員の範囲）</p> <p>第十四条（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二 配偶者（配偶者のない職員にあつては、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子）の住居への転居に伴い単身赴任手当が支給されないこととなった職員のうち、転居前の住居からの通勤時間の二分の三以上の通勤時間を要することとなり、転居後の住居からの通勤のため新幹線鉄道等での利用が第十二条に規定する基準を満たすと認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とする者</p> <p>三（略）</p> <p>第十五条から第二十条まで（略）</p> <p>別表（略）</p>

改正案	現行
<p>第一条から第三条の二まで（現行のとおり） （条例第二条の三第三号ハの特に必要と認められる場合）</p> <p>第三条の三（現行のとおり）</p> <p>一（現行のとおり）</p> <p>二 常態として当該子を養育している当該子の親である配偶者又はパートナーシップ関係の相手方であつて当該子の一歳到達日後の期間について常態として当該子を養育する予定であつた者が次に掲げる場合のいずれかに該当した場合 イからニまで（現行のとおり）</p> <p>三（現行のとおり）</p> <p>第三条の四から第十一条まで（現行のとおり） 別記第一号様式から第五号様式まで（現行のとおり）</p>	<p>第一条から第三条の二まで（略） （条例第二条の三第三号ハの特に必要と認められる場合）</p> <p>第三条の三（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二 常態として当該子を養育している当該子の親である配偶者であつて当該子の一歳到達日後の期間について常態として当該子を養育する予定であつた者が次に掲げる場合のいずれかに該当した場合 イからニまで（略）</p> <p>三（略）</p> <p>第三条の四から第十一条まで（略） 別記第一号様式から第五号様式まで（略）</p>

改正案	現行
<p>第一条から第七条まで（現行のとおり） （育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限） 第七条の二 条例第十条の二第二項の東京都規則で定める者は、当該職員の配偶者又はパートナーシップ関係の相手方である当該子の親であつて、午後十時から翌日の午前五時までの間（以下「深夜」という。）において常態として請求に係る子を養育できるものとして、次のいずれにも該当するものとする。</p> <p>一から四まで（現行のとおり） 2から4まで（現行のとおり） 5（現行のとおり） 一から三まで（現行のとおり） 四 深夜において、第二項に規定する当該職員の配偶者又はパートナーシップ関係の相手方である当該子の親がいることとなつた場合</p> <p>6から8まで（現行のとおり） 9 第二項から前項までの規定（第五項第四号を除く。）は、条例第十条の二第二項に規定する要介護者（二週間以上にわたり介護を必要とする一の継続する状態にある者に限る。以下同じ。）を介護する職員の深夜における勤務の制限について準用する。この場合において、第二項中「条例第十条の二第二項」とあるのは「条例第十条の二第二項において準用する同条第一項」と、第五項中「次の各号」とあるのは「第一号から第三号まで」と、同項第一</p>	<p>第一条から第七条まで（略） （育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限） 第七条の二 条例第十条の二第二項の東京都規則で定める者は、当該職員の配偶者である当該子の親であつて、午後十時から翌日の午前五時までの間（以下「深夜」という。）において常態として請求に係る子を養育できるものとして、次のいずれにも該当するものとする。</p> <p>一から四まで（略） 2から4まで（略） 5（略） 一から三まで（略） 四 深夜において、第一項に規定する当該職員の配偶者である当該子の親がいることとなつた場合</p> <p>6から8まで（略） 9 第二項から前項までの規定（第五項第四号を除く。）は、条例第十条の二第二項に規定する要介護者（二週間以上にわたり介護を必要とする一の継続する状態にある者に限る。以下同じ。）を介護する職員の深夜における勤務の制限について準用する。この場合において、第二項中「条例第十条の二第二項」とあるのは「条例第十条の二第二項において準用する同条第一項」と、第五項中「次の各号」とあるのは「第一号から第三号まで」と、同項第一</p>

号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第二号中「子が離縁、養子縁組の取消しその他これらに準ずる事由により当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との関係が配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方又は二親等内の親族でなくなった」と、同項第三号中「子と同居しない」とあるのは「要介護者（当該職員の配偶者又はパートナーシップ関係の相手方及び二親等内の親族を除く。）と同一の世帯に属さない」と、第六項中「前項各号」とあるのは「第九項において準用する前項第一号から第三号まで」と、第七項中「前二項」とあるのは「第九項において準用する前二項」と、「第五項各号」とあるのは「第九項において準用する第五項第一号から第三号まで」と、前項中「第四項」とあるのは「次項において準用する第四項」と、「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と読み替えるものとする。

（育児又は介護を行う職員の超過勤務の免除）

第七条の二の二（現行のとおり）

2から8まで（現行のとおり）

9 前各項の規定（第五項第一号及び第二号を除く。）は、条例第十条の二の二第二項に規定する要介護者を介護する職員の超過勤務の免除について準用する。この場合において、第一項中「条例第十条の二の二第二項」とあるのは「条例第十条の二の二第二項において準用する同条第一項」と、第四項第一号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第二号中「子が離縁、養子縁組の取消しその他これらに準ずる事由により当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との

号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第二号中「子が離縁、養子縁組の取消しその他これらに準ずる事由により当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、同項第三号中「子と同居しない」とあるのは「要介護者（当該職員の配偶者及び二親等内の親族を除く。）と同一の世帯に属さない」と、第六項中「前項各号」とあるのは「第九項において準用する前項第一号から第三号まで」と、第七項中「前二項」とあるのは「第九項において準用する前二項」と、「第五項各号」とあるのは「第九項において準用する第五項第一号から第三号まで」と、第八項中「第四項」とあるのは「次項において準用する第四項」と、「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と読み替えるものとする。

（育児又は介護を行う職員の超過勤務の免除）

第七条の二の二（略）

2から8まで（略）

9 前各項の規定（第五項第一号及び第二号を除く。）は、条例第十条の二の二第二項に規定する要介護者を介護する職員の超過勤務の免除について準用する。この場合において、第一項中「条例第十条の二の二第二項」とあるのは「条例第十条の二の二第二項において準用する同条第一項」と、第四項第一号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第二号中「子が離縁、養子縁組の取消しその他これらに準ずる事由により当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との

関係が配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方又は二親等内の親族でなくなった」と、同項第三号中「子と同居しない」とあるのは「要介護者（当該職員の配偶者又はパートナーシップ関係の相手方及び二親等内の親族を除く。）と同一の世帯に属さない」と、第五項中「次の」とあるのは「第九項において準用する前項」と、第六項中「前二項」とあるのは「第九項において準用する前二項」と、「第四項」とあるのは「第九項において準用する第四項」と、第七項中「第三項」とあるのは「第九項において準用する第三項」と、「前項」とあるのは「第九項において準用する前項」と、前項中「第一項」とあるのは「次項において準用する第一項」と読み替えるものとする。

（育児又は介護を行う職員の超過勤務の制限）

第七条の三（現行のとおり）

2から8まで（現行のとおり）

9 前各項の規定（第六項第一号及び第二号を除く。）は、条例第十条の三第二項に規定する要介護者を介護する職員の超過勤務の制限について準用する。この場合において、第一項及び第二項中「条例第十条の三第一項」とあるのは「条例第十条の三第二項において準用する同条第一項」と、第五項第一号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第二号中「子が離縁、養子縁組の取消しその他これらに準ずる事由により当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との関係が配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方又は二親等内の親族でなくなった」と、同項第三号中「子と同居しない」とあるのは「要介護者（当該職員の配偶者又はパートナーシップ関

親族関係が消滅した」と、同項第三号中「子と同居しない」とあるのは「要介護者（当該職員の配偶者及び二親等内の親族を除く。）と同一の世帯に属さない」と、第五項中「次の」とあるのは「第九項において準用する前項」と、第六項中「前二項」とあるのは「第九項において準用する前二項」と、「第四項」とあるのは「第九項において準用する第四項」と、第七項中「第三項」とあるのは「第九項において準用する第三項」と、「前項」とあるのは「第九項において準用する前項」と、第八項中「第一項」とあるのは「次項において準用する第一項」と読み替えるものとする。

（育児又は介護を行う職員の超過勤務の制限）

第七条の三（略）

2から8まで（略）

9 前各項の規定（第六項第一号及び第二号を除く。）は、条例第十条の三第二項に規定する要介護者を介護する職員の超過勤務の制限について準用する。この場合において、第一項及び第二項中「条例第十条の三第一項」とあるのは「条例第十条の三第二項において準用する同条第一項」と、第五項第一号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第二号中「子が離縁、養子縁組の取消しその他これらに準ずる事由により当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、同項第三号中「子と同居しない」とあるのは「要介護者（当該職員の配偶者及び二親等内の親族を除く。）と同一の世帯に属さない」と、第六項中「次の」とあるのは「第

係の相手方及び二親等内の親族を除く。)と同一の世帯に属さない」と、第六項中「次の」とあるのは「第九項において準用する前項」と、第七項中「前二項」とあるのは「第九項において準用する前二項」と、「第五項」とあるのは「第九項において準用する第五項」と、前項中「第四項」とあるのは「次項において準用する第四項」と、「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と読み替えるものとする。

第七条の四から第二十条まで (現行のとおり)

(育児時間)

第二十一条 (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

3 男性職員の育児時間は、その生児を育てる当該職員の配偶者又はパートナーシップ関係の相手方が次の各号のいずれかに該当する場合には、承認しないものとする。

一から四まで (現行のとおり)

4 第二項の規定にかかわらず、男性職員の育児時間は、その配偶者又はパートナーシップ関係の相手方が当該生児について育児時間(当該配偶者又はパートナーシップ関係の相手方が職員でない場合にあつては、労働基準法第六十七条の規定による育児時間又は他の法律若しくは条例等に基づく育児時間に相当するもの。以下同じ。)を利用するときは、一日について九十分から当該配偶者又はパートナーシップ関係の相手方が利用する育児時間を差し引いた時間を限度とする。

5 第二項及び前項に定めるもののほか、同一の日において職員及びその配偶者又はパートナーシップ関係の相手方が育児時間を

九項において準用する前項」と、第七項中「前二項」とあるのは「第九項において準用する前二項」と、「第五項」とあるのは「第九項において準用する第五項」と、第八項中「第四項」とあるのは「次項において準用する第四項」と、「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と読み替えるものとする。

第七条の四から第二十条まで (略)

(育児時間)

第二十一条 (略)

2 (略)

3 男性職員の育児時間は、その生児の母親が次の各号のいずれかに該当する場合には、承認しないものとする。

一から四まで (略)

4 第二項の規定にかかわらず、男性職員の育児時間は、その配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が当該生児について育児時間(当該配偶者が職員でない場合にあつては、労働基準法第六十七条の規定による育児時間又は他の法律若しくは条例等に基づく育児時間に相当するもの。以下同じ。)を利用するときは、一日について九十分から当該配偶者が利用する育児時間を差し引いた時間を限度とする。

5 第二項及び前項に定めるもののほか、同一の日において職員及びその配偶者が育児時間を利用するときその利用方法は、任命

利用するときその利用方法は、任命権者が定める。

6 (現行のとおり)

(出産支援休暇)

第二十二條 出産支援休暇は、職員がその配偶者又はパートナーシップ関係の相手方の出産に当たり、子の養育その他家事等を行うための休暇とする。

2 (現行のとおり)

3 出産支援休暇を請求するときは、その配偶者又はパートナーシップ関係の相手方の母子手帳等を示さなければならない。

(育児参加休暇)

第二十二條の二 育児参加休暇は、職員がその配偶者又はパートナーシップ関係の相手方の産前産後の期間に、育児に参加するための休暇とする。

2 育児参加休暇は、職員の配偶者又はパートナーシップ関係の相手方の出産の日の翌日から当該出産の日以後一年を経過する日までの期間内において承認する。ただし、職員に当該職員又はその配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方と同居し、かつ、養育の必要がある子がある場合には、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方の出産予定日の八週間(多胎妊娠の場合にあつては、十六週間)前の日から当該出産の日以後一年を経過する日までの期間内において承認する。

3 (現行のとおり)

4 育児参加休暇を請求するときは、その配偶者又はパートナーシップ関係の相手方の母子手帳等を示さなければならない。ただし、第二項ただし書に規定する場合は、当該母子手帳等及び職員

権者が定める。

6 (略)

(出産支援休暇)

第二十二條 出産支援休暇は、男性職員がその配偶者の出産に当たり、子の養育その他家事等を行うための休暇とする。

2 (略)

3 出産支援休暇を請求するときは、その配偶者の母子手帳等を示さなければならない。

(育児参加休暇)

第二十二條の二 育児参加休暇は、男性職員がその配偶者の産前産後の期間に、育児に参加するための休暇とする。

2 育児参加休暇は、男性職員の配偶者の出産の日の翌日から当該出産の日以後一年を経過する日までの期間内において承認する。ただし、男性職員に当該職員又はその配偶者と同居し、かつ、養育の必要がある子がある場合には、配偶者の出産予定日の八週間(多胎妊娠の場合にあつては、十六週間)前の日から当該出産の日以後一年を経過する日までの期間内において承認する。

3 (略)

4 育児参加休暇を請求するときは、その配偶者の母子手帳等を示さなければならない。ただし、第二項ただし書に規定する場合は、当該母子手帳等及び職員又はその配偶者が子と同居しているこ

又はその配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方が子と同居していることを確認できる証明書等を示さなければならぬ。

(子どもの看護休暇)

第二十二條の三 子どもの看護休暇は、十二歳に達する日又は小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部の課程を修了した日のいずれか遅い日以後の最初の三月三十一日(ただし、十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日を限度とする。)までの間にある子(配偶者又はパートナーシップ関係の相手方の子を含む。以下この項において同じ。)を養育する職員が、その子(次項において「養育する子」という。)の看護(負傷し、又は疾病にかかったその子の世話を行うことをいう。)のため又は予防接種若しくは健康診断を受けさせるため勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇とする。

2 (現行のとおり)

第二十三條 (現行のとおり)

(慶弔休暇)

第二十四條 慶弔休暇は、職員が結婚する場合又は東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例(平成三十年東京都条例第九十三号)第七条の二第二項の証明若しくは同条第一項の東京都パートナーシップ宣誓制度と同等の制度であると知事が認めた地方公共団体のパートナーシップに関する制度による証明を受けたパートナーシップ関係にある者と、同居し、かつ、生計を一にすることとなる場合(以下この条において「パートナーシップ関係となる場合」という。)、職員の関係者

とを確認できる証明書等を示さなければならない。

(子どもの看護休暇)

第二十二條の三 子どもの看護休暇は、十二歳に達する日又は小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部の課程を修了した日のいずれか遅い日以後の最初の三月三十一日(ただし、十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日を限度とする。)までの間にある子(配偶者の子を含む。以下この項において同じ。)を養育する職員が、その子(次項において「養育する子」という。)の看護(負傷し、又は疾病にかかったその子の世話を行うことをいう。)のため又は予防接種若しくは健康診断を受けさせるため勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇とする。

2 (略)

第二十三條 (略)

(慶弔休暇)

第二十四條 慶弔休暇は、職員が結婚する場合、職員の親族が死亡した場合その他の勤務しないことが相当と認められる場合の休暇とする。

<p>父母</p>	<p>配偶者又はパートナ シップ関係の相手方</p>	<p>関係者</p>	<p>(別表第三に掲げる者に限る。以下同じ。)が死亡した場合その他の勤務しないことが相当と認められる場合の休暇とする。</p> <p>2 (現行のとおり)</p> <p>一 職員が結婚する場合又はパートナシップ関係となる場合 引き続き七日</p> <p>二 職員の関係者が死亡した場合 任命権者が承認した日から 引き続き別表第三に掲げる日数</p> <p>三 (現行のとおり)</p> <p>3 前項第一号に掲げる場合の慶弔休暇の始期は、結婚の日(戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)に規定する婚姻の届出をした日又は結婚した日のうち職員が選択した日をいう。)又はパートナシップ関係となる場合に該当することとなった日の一週間前の日から当該結婚の日又はパートナシップ関係となる場合に該当することとなった日後六月を経過する日までの期間内の日とする。</p> <p>4及び5 (現行のとおり)</p> <p>第二十五条から第二十九条まで (現行のとおり)</p> <p>別表第一から別表第二の二まで (現行のとおり)</p> <p>別表第三(第二十四条関係)</p>
<p>七日</p>	<p>十日</p>	<p>日数</p>	
<p>父母</p>	<p>配偶者</p>	<p>親族</p>	<p>2 (略)</p> <p>一 職員が結婚する場合 引き続き七日</p> <p>二 職員の親族(別表第三に掲げる親族に限る。)が死亡した場合 任命権者が承認した日から引き続き別表第三に掲げる日数</p> <p>三 (略)</p> <p>3 前項第一号に掲げる場合の慶弔休暇の始期は、結婚の日(戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)に規定する婚姻の届出をした日又は結婚した日のうち職員が選択した日をいう。)の一週間前の日から当該結婚の日後六月を経過する日までの期間内の日とする。</p> <p>4及び5 (略)</p> <p>第二十五条から第二十九条まで (略)</p> <p>別表第一から別表第二の二まで (略)</p> <p>別表第三(第二十四条関係)</p>
<p>七日</p>	<p>十日</p>	<p>日数</p>	

子	七日	
祖父母	三日（職員が代襲相続し、かつ、 祭具等の承継を受ける場合は、七 日）	
孫	二日	
兄弟姉妹	三日	
おじ又はおば	一日（職員が代襲相続し、かつ、 祭具等の承継を受ける場合は、七 日）	
おい又はめい	一日	
父母の配偶者若しくはパートナ ーシップ関係の相手方又は配偶 者若しくはパートナーシップ関 係の相手方の父母	三日（職員と生計を一にしていた 場合は、七日）	
子の配偶者若しくはパートナ ーシップ関係の相手方又は配偶者 若しくはパートナーシップ関係 の相手方の子	三日（職員と生計を一にしていた 場合は、七日）	
祖父母の配偶者若しくはパート ナーシップ関係の相手方又は配 偶者若しくはパートナーシップ 関係の相手方の祖父母	一日（職員と生計を一にしていた 場合は、三日）	
兄弟姉妹の配偶者若しくはパー トナーシップ関係の相手方又は	一日（職員と生計を一にしていた 場合は、三日）	

子	七日	
祖父母	三日（職員が代襲相続し、かつ、 祭具等の承継を受ける場合は、七 日）	
孫	二日	
兄弟姉妹	三日	
おじ又はおば	一日（職員が代襲相続し、かつ、 祭具等の承継を受ける場合は、七 日）	
おい又はめい	一日	
父母の配偶者又は配偶者の父母	三日（職員と生計を一にしていた 場合は、七日）	
子の配偶者又は配偶者の子	三日（職員と生計を一にしていた 場合は、七日）	
祖父母の配偶者又は配偶者の祖 父母	一日（職員と生計を一にしていた 場合は、三日）	
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の 兄弟姉妹	一日（職員と生計を一にしていた 場合は、三日）	

配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方の兄弟姉妹	
おじ又はおばの配偶者又はパートナーシップ関係の相手方	一日
第一号様式（第四条関係）及び第二号様式（第七条、第八条関係） （現行のとおり）	
おじ又はおばの配偶者	一日
第一号様式（第四条関係）及び第二号様式（第七条、第八条関係） （略）	

第二号様式の二(第七条の二、第七条の二の二、第七条の三関係)

第2号様式の2(第7条の2、第7条の3関係)

深夜勤務制限・超過勤務免除・超過勤務制限請求書

(承認権者) _____ 職 請求者 氏名 _____ 年 月 日

_____ 職 請求者 氏名 _____

次のとおり 養育 介護 のため 深夜勤務の制限 超過勤務の免除 超過勤務の制限 を請求します。

1 請求に係る子又は要介護者	氏名	
	続柄等	
2 職員の配偶者又はパートナーシップ関係の相手方である当該子の親である者の有無及び状況	生年月日	年 月 日 日生(□出産予定日)
	養子縁組の効力が生じた日	年 月 日
3 要介護者の状態及び具体的な介護の内容	<input type="checkbox"/> 深夜において就業している。 <input type="checkbox"/> 負傷、疾病、老齢又は身体上若しくは精神上的の障害により養育が困難である。 <input type="checkbox"/> 妊娠出産休養中である職員以外の場合で、当該休暇に相当する休暇期間中である、又は8週間(多胎妊娠の場合は16週間)以内に出産する予定である、若しくは産後8週間を経過していない。	<input type="checkbox"/> 無
	<input type="checkbox"/> 有	
4 請求に係る期間	深夜勤務の制限	年 月 日から 年 月 日まで □毎日 □その他()
	超過勤務の免除・制限	□1年 □1年に満たない期間(月)

(注) 1について
 (1) 「生年月日」欄は、子を養育するための請求の場合のみ記入すること。なお、請求に係る子が請求の際に出生していない場合には、「生年月日」欄に「出生予定日」を記入し、「出産予定日」の□に「し」印を記入すること。
 (2) 請求に係る子が養子の場合には、「養子縁組の効力が生じた日」欄にその日を記入すること。
 2について
 (1) この欄は、子を養育するために深夜勤務の制限を請求する場合において記入すること。
 (2) 「深夜において就業している」とは、深夜における就業日数が1月に3日を超えることをいう。
 3について
 この欄は、要介護者を介護するための請求の場合のみ記入すること。
 4について
 子を養育するために深夜勤務の制限を請求する場合には、当該請求に係る子が満6歳に達する日以降の最初の3月31日以前の日を制限終了日として請求すること。
 (日本産業規格A14部)

第二号様式の二(第七条の二、第七条の二の二、第七条の三関係)

第3号様式の2(第7条の2、第7条の3関係)

深夜勤務制限・超過勤務免除・超過勤務制限請求書

(承認権者) _____ 職 請求者 氏名 _____ 年 月 日

_____ 職 請求者 氏名 _____

次のとおり 養育 介護 のため 深夜勤務の制限 超過勤務の免除 超過勤務の制限 を請求します。

1 請求に係る子又は要介護者	氏名	
	続柄等	
2 職員の配偶者又はパートナーシップ関係の相手方である当該子の親である者の有無及び状況	生年月日	年 月 日 日生(□出産予定日)
	養子縁組の効力が生じた日	年 月 日
3 要介護者の状態及び具体的な介護の内容	<input type="checkbox"/> 深夜において就業している。 <input type="checkbox"/> 負傷、疾病、老齢又は身体上若しくは精神上的の障害により養育が困難である。 <input type="checkbox"/> 妊娠出産休養中である職員以外の場合で、当該休暇に相当する休暇期間中である、又は8週間(多胎妊娠の場合は16週間)以内に出産する予定である、若しくは産後8週間を経過していない。	<input type="checkbox"/> 無
	<input type="checkbox"/> 有	
4 請求に係る期間	深夜勤務の制限	年 月 日から 年 月 日まで □毎日 □その他()
	超過勤務の免除・制限	□1年 □1年に満たない期間(月)

(注) 1について
 (1) 「生年月日」欄は、子を養育するための請求の場合のみ記入すること。なお、請求に係る子が請求の際に出生していない場合には、「生年月日」欄に「出生予定日」を記入し、「出産予定日」の□に「し」印を記入すること。
 (2) 請求に係る子が養子の場合には、「養子縁組の効力が生じた日」欄にその日を記入すること。
 2について
 (1) この欄は、子を養育するために深夜勤務の制限を請求する場合において記入すること。
 (2) 「深夜において就業している」とは、深夜における就業日数が1月に3日を超えることをいう。
 3について
 この欄は、要介護者を介護するための請求の場合のみ記入すること。
 4について
 子を養育するために深夜勤務の制限を請求する場合には、当該請求に係る子が満6歳に達する日以降の最初の3月31日以前の日を制限終了日として請求すること。
 (日本産業規格A14部)

第二号様式の三（第七条の二、第七条の二の二、第七条の三関係）

第2号様式の3(第7条の2、第7条の2の2、第7条の3関係)

育児又は介護の状況変更届	(承認権者) 年 月 日
..... 殿 殿
請求者 所 属	氏 名
次のとおり <input type="checkbox"/> 深夜勤務の制限 <input type="checkbox"/> 超過勤務の免除 <input type="checkbox"/> 超過勤務の制限	に係る子の養育又は要介護者の介護の状況 について変更が生じたので届け出ます。
1 届出の事由 (1) 養育の状況の変更 <input type="checkbox"/> 子が死亡した。 <input type="checkbox"/> 職員の子でなくなった。 <input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 養子縁組の取消し <input type="checkbox"/> 同居しなくなった。 <input type="checkbox"/> 職員の配偶者又はパートナーシップ関係の相手方の子の親であるものが深夜において常態として当該子を養育できるものに該当することとなった。 <input type="checkbox"/> その他()	
(2) 介護の状況の変更 <input type="checkbox"/> 要介護者が死亡した。 <input type="checkbox"/> 要介護者と職員との関係が配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方又は二親等内の親族でなくなった。 (理由:) <input type="checkbox"/> 職員が要介護者と同一の世帯に属さないこととなった。	
2 届出の事実が発生した日 年 月 日	
(注) 1について (1)中「職員の配偶者又はパートナーシップ関係の相手方の子の親であるものが深夜において常態として当該子を養育できるものに該当することとなった。」は、深夜の勤務制限の承認を受けている場合において、状況が変更したときのみ口にし印を記入すること。 (日本産業規格A列4番)	

第二号様式の三（第七条の二、第七条の二の二、第七条の三関係）

第2号様式の3(第7条の2、第7条の2の2、第7条の3関係)

育児又は介護の状況変更届	(承認権者) 年 月 日
..... 殿 殿
請求者 所 属	氏 名
次のとおり <input type="checkbox"/> 深夜勤務の制限 <input type="checkbox"/> 超過勤務の免除 <input type="checkbox"/> 超過勤務の制限	に係る子の養育又は要介護者の介護の状況 について変更が生じたので届け出ます。
1 届出の事由 (1) 養育の状況の変更 <input type="checkbox"/> 子が死亡した。 <input type="checkbox"/> 職員の子でなくなった。 <input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 養子縁組の取消し <input type="checkbox"/> 同居しなくなった。 <input type="checkbox"/> 職員の配偶者で子の親であるものが深夜において常態として当該子を養育できるものに該当することとなった。 <input type="checkbox"/> その他()	
(2) 介護の状況の変更 <input type="checkbox"/> 要介護者が死亡した。 <input type="checkbox"/> 要介護者と職員との親族関係が消滅した。 (消滅の理由:) <input type="checkbox"/> 職員が要介護者と同一の世帯に属さないこととなった。	
2 届出の事実が発生した日 年 月 日	
(注) 1について (1)中「職員の配偶者で子の親であるものが深夜において常態として当該子を養育できるものに該当することとなった。」は、深夜の勤務制限の承認を受けている場合において、状況が変更したときのみ口にし印を記入すること。 (日本産業規格A列4番)	

第二号様式の四（第七条の四関係）から第四号様式（第二十七条関係）（現行のとおり）

第五号様式（第二十七条、第二十七条の二関係）

第五号様式（第27条、第27条の2関係）

申請事由変更届

(承認権者)

殿
所属
氏名

年 月 日

次のとおり、介護休暇又は介護時間に係る申請事由に変更が生じたので届け出ます。

1 届出の事由

介護休暇 介護時間 に係る

被介護者が死亡した。

被介護者が介護を要しない状態になった。

被介護者との関係が配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方又は二親等内の親族でなくなった。

職員が被介護者と同一の世帯に属さないこととなった。

その他

2 届出の事由が発生した日

年 月 日

承認権者確認	年 月 日
介護休暇又は介護時間取消し	年 月 日

(日本産業規格A列4番)

第六号様式（第二十七条の二関係）（現行のとおり）

第二号様式の四（第七条の四関係）から第四号様式（第二十七条関係）（略）

第五号様式（第二十七条、第二十七条の二関係）

第五号様式（第27条、第27条の2関係）

申請事由変更届

(承認権者)

殿
所属
氏名

年 月 日

次のとおり、介護休暇又は介護時間に係る申請事由に変更が生じたので届け出ます。

1 届出の事由

介護休暇 介護時間 に係る

被介護者が死亡した。

被介護者が介護を要しない状態になった。

被介護者との親戚関係に変更があった。

職員が被介護者と同一の世帯に属さないこととなった。

その他

2 届出の事由が発生した日

年 月 日

承認権者確認	年 月 日
介護休暇又は介護時間取消し	年 月 日

(日本産業規格A列4番)

第六号様式（第二十七条の二関係）（略）

改正案	現行
<p>第一条から第七条まで（現行のとおり） （育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限） 第七条の二 条例第十一条の二第一項の教育委員会規則で定める者は、当該職員の配偶者又は同項に規定するパートナースhip関係の相手方（以下「パートナースhip関係の相手方」という。）である当該子の親であつて、午後十時から翌日の午前五時までの間（以下「深夜」という。）において常態として請求に係る子を養育できるものとして、次のいずれにも該当するものとする。 一から四まで（現行のとおり） 二から四まで（現行のとおり） 五（現行のとおり） 一から三まで（現行のとおり） 四 深夜において、第一項に規定する当該職員の配偶者又はパートナースhip関係の相手方である当該子の親がいることとなった場合 六から八まで（現行のとおり） 九 第二項から前項までの規定（第五項第四号を除く。）は、条例第十一条の二第二項に規定する要介護者（二週間以上にわたり介護を必要とする一の継続する状態にある者に限る。以下同じ。）を介護する職員の深夜における勤務の制限について準用する。この場合において、第二項中「条例第十一条の二第一項」とあるのは「条例第十一条の二第二項において準用する同条第一項」と、第五項中「次の各号」とあるのは「第一号から第三号まで」と、同項第一号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第二号中「子が離縁、養子縁組の取消しその他これらに準ずる事由により当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との関</p>	<p>第一条から第七条まで（略） （育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限） 第七条の二 条例第十一条の二第一項の教育委員会規則で定める者は、当該職員の配偶者である当該子の親であつて、午後十時から翌日の午前五時までの間（以下「深夜」という。）において常態として請求に係る子を養育できるものとして、次のいずれにも該当するものとする。 一から四まで（略） 二から四まで（略） 五（略） 一から三まで（略） 四 深夜において、第一項に規定する当該職員の配偶者である当該子の親がいることとなった場合 六から八まで（略） 九 第二項から前項までの規定（第五項第四号を除く。）は、条例第十一条の二第二項に規定する要介護者（二週間以上にわたり介護を必要とする一の継続する状態にある者に限る。以下同じ。）を介護する職員の深夜における勤務の制限について準用する。この場合において、第二項中「条例第十一条の二第一項」とあるのは「条例第十一条の二第二項において準用する同条第一項」と、第五項中「次の各号」とあるのは「第一号から第三号まで」と、同項第一号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第二号中「子が離縁、養子縁組の取消しその他これらに準ずる事由により当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親</p>

係が配偶者若しくはパートナースhip関係の相手方又は二親等内の親族でなくなった」と、同項第三号中「子と同居しない」とあるのは「要介護者（当該職員の配偶者又はパートナースhip関係の相手方及び二親等内の親族を除く。）と同一の世帯に属さない」と、第六項中「前項各号」とあるのは「第九項において準用する前項第一号から第三号まで」と、第七項中「前二項」とあるのは「第九項において準用する前二項」と、「第五項各号」とあるのは「第九項において準用する第五項第一号から第三号まで」と、前項中「第四項」とあるのは「次項において準用する第四項」と、「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と読み替えるものとする。

（育児又は介護を行う職員の超過勤務の免除）

第七条の二の二（現行のとおり）

2から8まで（現行のとおり）

9 前各項の規定（第五項第一号及び第二号を除く。）は、条例第十条の二の二第二項に規定する要介護者を介護する職員の超過勤務の免除について準用する。この場合において、第一項中「条例第十一条の二の二第二項」とあるのは「条例第十一条の二の二第二項において準用する同条第一項」と、第四項第一号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第二号中「子が離縁、養子縁組の取消しその他これらに準ずる事由により当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との関係が配偶者若しくはパートナースhip関係の相手方又は二親等内の親族でなくなった」と、同項第三号中「子と同居しない」とあるのは「要介護者（当該職員の配偶者又はパートナースhip関係の相手方及び二親等内の親族を除く。）と同一の世帯に属さない」と、第五項中「次の」とあるのは「第九項において準用する前項」と、第六項中「前二項」とあるのは「第九項において準用する前二項」と、「第四項」とあるのは「第九項において準用する第四項」と、第七項中「第三項」とあるのは「第九項において準用する第三項」と、「前項」とあるのは「第九項において準用する前項」と、前項中「第

族関係が消滅した」と、同項第三号中「子と同居しない」とあるのは「要介護者（当該職員の配偶者及び二親等内の親族を除く。）と同一の世帯に属さない」と、第六項中「前項各号」とあるのは「第九項において準用する前項第一号から第三号まで」と、第七項中「前二項」とあるのは「第九項において準用する前二項」と、「第五項各号」とあるのは「第九項において準用する第五項第一号から第三号まで」と、第八項中「第四項」とあるのは「次項において準用する第四項」と、「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と読み替えるものとする。

（育児又は介護を行う職員の超過勤務の免除）

第七条の二の二（略）

2から8まで（略）

9 前各項の規定（第五項第一号及び第二号を除く。）は、条例第十条の二の二第二項に規定する要介護者を介護する職員の超過勤務の免除について準用する。この場合において、第一項中「条例第十一条の二の二第二項」とあるのは「条例第十一条の二の二第二項において準用する同条第一項」と、第四項第一号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第二号中「子が離縁、養子縁組の取消しその他これらに準ずる事由により当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、同項第三号中「子と同居しない」とあるのは「要介護者（当該職員の配偶者及び二親等内の親族を除く。）と同一の世帯に属さない」と、第五項中「次の」とあるのは「第九項において準用する前項」と、第六項中「前二項」とあるのは「第九項において準用する前二項」と、「第四項」とあるのは「第九項において準用する第四項」と、第七項中「第三項」とあるのは「第九項において準用する第三項」と、「前項」とあるのは「第九項において準用する前項」と、第八項中「第一項」とあるのは「次項において準用する第一項」と読み替えるものとする。

一項」とあるのは、「次項において準用する第一項」と読み替えるものとする。

(育児又は介護を行う職員の超過勤務の制限)

第七条の三 (現行のとおり)

2から8まで (現行のとおり)

9 前各項の規定(第六項第一号及び第二号を除く。)は、条例第十条の三第二項に規定する要介護者を介護する職員の超過勤務の制限について準用する。この場合において、第一項及び第二項中「条例第十一条の三第一項」とあるのは「条例第十一条の三第二項において準用する同条第一項」と、第五項第一号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第二号中「子が離縁、養子縁組の取消しその他これらに準ずる事由により当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との関係が配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方又は二親等内の親族でなくなつた」と、同項第三号中「子と同居しない」とあるのは「要介護者(当該職員の配偶者又はパートナーシップ関係の相手方及び二親等内の親族を除く。)と同一の世帯に属さない」と、第六項中「次の」とあるのは「第九項において準用する前項」と、第七項中「前二項」とあるのは「第九項において準用する前二項」と、「第五項」とあるのは「第九項において準用する第五項」と、前項中「第四項」とあるのは「次項において準用する第四項」と、「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と読み替えるものとする。

第七条の四から第二十一条まで (現行のとおり)

(育児時間)

第二十二条 (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

3 男性職員の育児時間は、その生児を育てる当該職員の配偶者又はパートナーシップ関係の相手方が次の各号のいずれかに該当する場合には、承認しないものとする。

(育児又は介護を行う職員の超過勤務の制限)

第七条の三 (略)

2から8まで (略)

9 前各項の規定(第六項第一号及び第二号を除く。)は、条例第十条の三第二項に規定する要介護者を介護する職員の超過勤務の制限について準用する。この場合において、第一項及び第二項中「条例第十一条の三第一項」とあるのは「条例第十一条の三第二項において準用する同条第一項」と、第五項第一号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第二号中「子が離縁、養子縁組の取消しその他これらに準ずる事由により当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、同項第三号中「子と同居しない」とあるのは「要介護者(当該職員の配偶者及び二親等内の親族を除く。)と同一の世帯に属さない」と、第六項中「次の」とあるのは「第九項において準用する前項」と、第七項中「前二項」とあるのは「第九項において準用する前二項」と、「第五項」とあるのは「第九項において準用する第五項」と、第八項中「第四項」とあるのは「次項において準用する第四項」と、「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と読み替えるものとする。

第七条の四から第二十一条まで (略)

(育児時間)

第二十二条 (略)

2 (略)

3 男性職員の育児時間は、その生児の母親が次の各号のいずれかに該当する場合には、承認しないものとする。

一から四まで (略)

4 第二項の規定にかかわらず、男性職員の育児時間は、その配偶者又はパートナーシップ関係の相手方が当該生児について育児時間(当該配偶者又はパートナーシップ関係の相手方が職員でない場合にあつては、労働基準法第六十七条の規定による育児時間又は他の法律若しくは条例等に基づく育児時間に相当するもの。以下同じ。)を利用するときは、一日について九十分から当該配偶者又はパートナーシップ関係の相手方が利用する育児時間を差し引いた時間を限度とする。

5 第二項及び前項に定めるもののほか、同一の日において職員及びその配偶者又はパートナーシップ関係の相手方が育児時間を利用するときのその利用方法は、教育委員会が定める。

6 (現行のとおり)

(出産支援休暇)

第二十三条 出産支援休暇は、職員がその配偶者又はパートナーシップ関係の相手方の出産に当たり、子の養育その他家事等を行うための休暇とする。

2 (現行のとおり)

3 出産支援休暇を請求するときは、その配偶者又はパートナーシップ関係の相手方の母子手帳等を示さなければならない。

(育児参加休暇)

第二十三条の二 育児参加休暇は、職員がその配偶者又はパートナーシップ関係の相手方の産前産後の期間に、育児に参加するための休暇とする。

2 育児参加休暇は、職員の配偶者又はパートナーシップ関係の相手方の出産の日の翌日から当該出産の日以後一年を経過する日までの期間内において承認する。ただし、職員に当該職員又はその配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方と同居し、かつ、養育の必要がある子がある場合には、配偶者又はパートナーシップ関係の

一から四まで (略)

4 第二項の規定にかかわらず、男性職員の育児時間は、その配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が当該生児について育児時間(当該配偶者が職員でない場合にあつては、労働基準法第六十七条の規定による育児時間又は他の法律若しくは条例等に基づく育児時間に相当するもの。以下同じ。)を利用するときは、一日について九十分から当該配偶者が利用する育児時間を差し引いた時間を限度とする。

5 第二項及び前項に定めるもののほか、同一の日において職員及びその配偶者が育児時間を利用するときのその利用方法は、教育委員会が定める。

6 (略)

(出産支援休暇)

第二十三条 出産支援休暇は、男性職員がその配偶者の出産に当たり、子の養育その他家事等を行うための休暇とする。

2 (略)

3 出産支援休暇を請求するときは、その配偶者の母子手帳等を示さなければならない。

(育児参加休暇)

第二十三条の二 育児参加休暇は、男性職員がその配偶者の産前産後の期間に、育児に参加するための休暇とする。

2 育児参加休暇は、男性職員の配偶者の出産の日の翌日から当該出産の日以後一年を経過する日までの期間内において承認する。ただし、男性職員に当該職員又はその配偶者と同居し、かつ、養育の必要がある子がある場合には、配偶者の出産予定日の八週間(多胎妊娠の場合にあつては、十六週間)前の日から当該出産の日以後一年

相手方の出産予定日の八週間（多胎妊娠の場合にあっては、十六週間）前の日から当該出産の日以後一年を経過する日までの期間内において承認する。

3 （現行のとおり）

4 育児参加休暇を請求するときは、その配偶者又はパートナースhip関係の相手方の母子手帳等を示さなければならぬ。ただし、第二項ただし書に規定する場合は、当該母子手帳等及び職員又はその配偶者若しくはパートナースhip関係の相手方が子と同居していることを確認できる証明書等を示さなければならぬ。

（子どもの看護休暇）

第二十三条の三 子どもの看護休暇は、十二歳に達する日又は小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部の課程を修了した日のいずれか遅い日以後の最初の三月三十一日（ただし、十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日を限度とする。）までの間にある子（配偶者又はパートナースhip関係の相手方の子を含む。以下この項において同じ。）を養育する職員が、その子（次項において「養育する子」という。）の看護（負傷し、又は疾病にかかったその子の世話を行うことをいう。）のため又は予防接種若しくは健康診断を受けさせるため勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇とする。

2 （現行のとおり）

第二十四条 （現行のとおり）

（慶弔休暇）

第二十五条 慶弔休暇は、職員が結婚する場合又は東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成三十年東京都条例第九十三号）第七条の二第二項の証明若しくは同条第一項の東京都パートナースhip宣誓制度と同等の制度であると知事が認めた地方公共団体のパートナースhipに関する制度による証明を受けたパートナースhip関係にある者と、同居し、かつ、生

を経過する日までの期間内において承認する。

3 （略）

4 育児参加休暇を請求するときは、その配偶者の母子手帳等を示さなければならぬ。ただし、第二項ただし書に規定する場合は、当該母子手帳等及び職員又はその配偶者が子と同居していることを確認できる証明書等を示さなければならぬ。

（子どもの看護休暇）

第二十三条の三 子どもの看護休暇は、十二歳に達する日又は小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部の課程を修了した日のいずれか遅い日以後の最初の三月三十一日（ただし、十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日を限度とする。）までの間にある子（配偶者の子を含む。以下この項において同じ。）を養育する職員が、その子（次項において「養育する子」という。）の看護（負傷し、又は疾病にかかったその子の世話を行うことをいう。）のため又は予防接種若しくは健康診断を受けさせるため勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇とする。

2 （略）

第二十四条 （略）

（慶弔休暇）

第二十五条 慶弔休暇は、職員が結婚する場合、職員の親族が死亡した場合その他の勤務しないことが相当と認められる場合の休暇とする。

兄弟姉妹	三日
おじ又はおば	一日（職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合は、七日）
おい又はめい	一日
父母の配偶者若しくは パートナーシップ関係の 相手方又は配偶者若しく はパートナーシップ関係 の相手方の父母	三日（職員と生計を一にしていた場 合は、七日）
子の配偶者若しくはパー トナーシップ関係の相手 方又は配偶者若しくは パートナーシップ関係の 相手方の子	三日（職員と生計を一にしていた場 合は、七日）
祖父母の配偶者若しくは パートナーシップ関係の 相手方又は配偶者若しく はパートナーシップ関係 の相手方の祖父母	一日（職員と生計を一にしていた場 合は、三日）
兄弟姉妹の配偶者若しく はパートナーシップ関係 の相手方又は配偶者若し くはパートナーシップ関 係の相手方の兄弟姉妹	一日（職員と生計を一にしていた場 合は、三日）
おじ又はおばの配偶者又 はパートナーシップ関係 の相手方	一日

別記第一号様式から別記第二号様式まで（現行のとおり）
別記第二号様式の一（第七条の一）、第七条の二の二、第七条の三関係

兄弟姉妹	三日
おじ又はおば	一日（職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合は、七日）
おい又はめい	一日
父母の配偶者又は配偶者 の父母	三日（職員と生計を一にしていた場 合は、七日）
子の配偶者又は配偶者の 子	三日（職員と生計を一にしていた場 合は、七日）
祖父母の配偶者又は配偶 者の祖父母	一日（職員と生計を一にしていた場 合は、三日）
兄弟姉妹の配偶者又は配 偶者の兄弟姉妹	一日（職員と生計を一にしていた場 合は、三日）
おじ又はおばの配偶者	一日

別記第一号様式から別記第二号様式まで（略）
別記第二号様式の一（第七条の一）、第七条の二の二、第七条の三関係

別記第二号様式の三(第七条の二、第七条の二の二、第七条の三関係)

第2号様式の2(第7条の2、第7条の2の2、第7条の3関係)

深夜勤務制限・超過勤務免除・超過勤務制限請求書			
(承認権者)		年 月 日	
_____ 殿		請求者 所属 職氏名 _____	
次のとおり <input type="checkbox"/> 養育 <input type="checkbox"/> 介護 のため <input type="checkbox"/> 深夜勤務の制限 <input type="checkbox"/> 超過勤務の免除 <input type="checkbox"/> 超過勤務の制限 を請求します。			
1 請求に係る子又は要介護者	氏名		
	続柄等		
	生年月日	年 月 日生 (口出産予定日)	
	養子縁組の効力が生じた日	年 月 日	
2 職員の配偶者又はパートナースhip関係の相手方で当該子の親である者の有無及び状況	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 深夜において就業している。 <input type="checkbox"/> 負傷、疾病、老齢又は身体上若しくは精神上の障害により養育が困難である。 <input type="checkbox"/> 妊娠出産休暇中である職員以外の場合で、当該休暇に相当する休暇期間中である。又は8週間(多胎妊娠の場合は16週間)以内に出産する予定である。若しくは産後8週間を経過していない。 <input type="checkbox"/> 無	
3 要介護者の状態及び具体的な介護の内容			
4 請求に係る期間	深夜勤務の制限	年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他()
	超過勤務の免除・制限	年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 1年 <input type="checkbox"/> 1年に満たない期間(月)
(注)1について (1) 「生年月日」欄は、子を養育するための請求の場合のみ記入すること。なお、請求に係る子が請求の際に出生していない場合には、「生年月日」欄に出生予定日を記入し、(口)出産予定日にレ印を記入すること。 (2) 請求に係る子が養子の場合、「養子縁組の効力が生じた日」欄にその日を記入すること。 2について (1) この欄は、子を養育するために深夜勤務の制限を請求する場合において記入すること。 (2) 「深夜において就業している」とは、深夜における就業日数が1月に3日を超えることをいう。 3について この欄は、要介護者を介護するための請求の場合のみ記入すること。 4について 子を養育するために深夜勤務の制限を請求する場合には、当該請求に係る子が満6歳に達する日以降の最初の3月31日以前の日を制限終了日として請求すること。			

(日本産業規格A列4番)

別記第二号様式の三(第七条の二、第七条の二の二、第七条の三関係)

第2号様式の2(第7条の2、第7条の2の2、第7条の3関係)

深夜勤務制限・超過勤務免除・超過勤務制限請求書			
(承認権者)		年 月 日	
_____ 殿		請求者 所属 職氏名 _____	
次のとおり <input type="checkbox"/> 養育 <input type="checkbox"/> 介護 のため <input type="checkbox"/> 深夜勤務の制限 <input type="checkbox"/> 超過勤務の免除 <input type="checkbox"/> 超過勤務の制限 を請求します。			
1 請求に係る子又は要介護者	氏名		
	続柄等		
	生年月日	年 月 日生 (口出産予定日)	
	養子縁組の効力が生じた日	年 月 日	
2 職員の配偶者で当該子の親である者の有無及び状況	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 深夜において就業している。 <input type="checkbox"/> 負傷、疾病、老齢又は身体上若しくは精神上の障害により養育が困難である。 <input type="checkbox"/> 妊娠出産休暇中である職員以外の場合で、当該休暇に相当する休暇期間中である。又は8週間(多胎妊娠の場合は16週間)以内に出産する予定である。若しくは産後8週間を経過していない。 <input type="checkbox"/> 無	
3 要介護者の状態及び具体的な介護の内容			
4 請求に係る期間	深夜勤務の制限	年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他()
	超過勤務の免除・制限	年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 1年 <input type="checkbox"/> 1年に満たない期間(月)
(注)1について (1) 「生年月日」欄は、子を養育するための請求の場合のみ記入すること。なお、請求に係る子が請求の際に出生していない場合には、「生年月日」欄に出生予定日を記入し、(口)出産予定日にレ印を記入すること。 (2) 請求に係る子が養子の場合、「養子縁組の効力が生じた日」欄にその日を記入すること。 2について (1) この欄は、子を養育するために深夜勤務の制限を請求する場合において記入すること。 (2) 「深夜において就業している」とは、深夜における就業日数が1月に3日を超えることをいう。 3について この欄は、要介護者を介護するための請求の場合のみ記入すること。 4について 子を養育するために深夜勤務の制限を請求する場合には、当該請求に係る子が満6歳に達する日以降の最初の3月31日以前の日を制限終了日として請求すること。			

(日本産業規格A列4番)

改正案	現行
<p>第一条から第二十五条まで（現行のとおり） （介護休暇）</p> <p>第二十六条 任命権者は、職員がその配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）若しくは条例第十条の二第一項に規定するパートナーシップ関係の相手方若しくは二親等内の親族又は同一の世帯に属する者で疾病、負傷又は老齡により日常生活を営むことに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、介護休暇（前条に規定するものを除く。以下この条及び次条において同じ。）を承認するものとする。</p> <p>2（現行のとおり）</p> <p>第二十七条から第三十三条まで（現行のとおり） 別表第一から別表第四まで（現行のとおり）</p>	<p>第一条から第二十五条まで（略） （介護休暇）</p> <p>第二十六条 任命権者は、職員がその配偶者若しくは二親等内の親族又は同一の世帯に属する者で疾病、負傷又は老齡により日常生活を営むことに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、介護休暇（前条に規定するものを除く。以下この条及び次条において同じ。）を承認するものとする。</p> <p>2（略）</p> <p>第二十七条から第三十三条まで（略） 別表第一から別表第四まで（略）</p>

改正案	現行
<p>第一条から第二十五条まで（現行のとおり） （介護休暇）</p> <p>第二十六条 教育委員会は、職員がその配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）若しくは条例第十条の二第一項に規定するパートナーシップ関係の相手方若しくは二親等内の親族又は同一の世帯に属する者で疾病、負傷又は老齢により日常生活を営むことに支障があるもの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、介護休暇（前条に規定するものを除く。以下この条及び次条において同じ。）を承認するものとする。</p> <p>2（現行のとおり）</p> <p>第二十七条から第三十三条まで（現行のとおり） 別表第一から別表第四まで（現行のとおり）</p>	<p>第一条から第二十五条まで（略） （介護休暇）</p> <p>第二十六条 教育委員会は、職員がその配偶者若しくは二親等内の親族又は同一の世帯に属する者で疾病、負傷又は老齢により日常生活を営むことに支障があるもの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、介護休暇（前条に規定するものを除く。以下この条及び次条において同じ。）を承認するものとする。</p> <p>2（略）</p> <p>第二十七条から第三十三条まで（略） 別表第一から別表第四まで（略）</p>

改正案	現行
<p>第一条から第二十五条まで（現行のとおり） （介護休暇）</p> <p>第二十六条 教育委員会は、職員がその配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）若しくは条例第十一条の第二項に規定するパートナーシップ関係の相手方若しくは二親等内の親族又は同一の世帯に属する者で疾病、負傷又は老齡により日常生活を営むことに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、介護休暇（前条に規定するものを除く。以下この条及び次条において同じ。）を承認するものとする。</p> <p>2（現行のとおり）</p> <p>第二十七条から第三十三条まで（現行のとおり） 別表第一から別表第四まで（現行のとおり）</p>	<p>第一条から第二十五条まで（略） （介護休暇）</p> <p>第二十六条 教育委員会は、職員がその配偶者若しくは二親等内の親族又は同一の世帯に属する者で疾病、負傷又は老齡により日常生活を営むことに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、介護休暇（前条に規定するものを除く。以下この条及び次条において同じ。）を承認するものとする。</p> <p>2（略）</p> <p>第二十七条から第三十三条まで（略） 別表第一から別表第四まで（略）</p>

改正案	現行
<p>第一条から第十八条の二まで（現行のとおり） （介護休暇） 第十八条の三 教育委員会は、時間講師がその配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。）若しくは勤務時間条例第十一条の二第一項に規定するパートナースhip関係の相手方若しくは二親等内の親族又は同一の世帯に属する者で疾病、負傷又は老齢により日常生活を営むことに支障があるもの（以下「要介護者」という。）の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、介護休暇（短期の介護休暇を除く。以下この条及び第二十一条において同じ。）を承認するものとする。</p> <p>2から4まで（現行のとおり） 第十九条から第三十四条まで（現行のとおり） 別表第一から別表第三まで（現行のとおり）</p>	<p>第一条から第十八条の二まで（略） （介護休暇） 第十八条の三 教育委員会は、時間講師がその配偶者若しくは二親等内の親族又は同一の世帯に属する者で疾病、負傷又は老齢により日常生活を営むことに支障があるもの（以下「要介護者」という。）の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、介護休暇（短期の介護休暇を除く。以下この条及び第二十一条において同じ。）を承認するものとする。</p> <p>2から4まで（略） 第十九条から第三十四条まで（略） 別表第一から別表第三まで（略）</p>

改正案	現行
<p>第一条から第二十四条まで（現行のとおり） （介護休暇）</p> <p>第二十五条 議長は、職員がその配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）若しくは条例第十条の二第一項に規定するパートナーシップ関係の相手方若しくは二親等内の親族又は同一の世帯に属する者で疾病、負傷又は老齢により日常生活を営むことに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、介護休暇（前条に規定するものを除く。以下この条及び次条において同じ。）を承認するものとする。</p> <p>2（現行のとおり）</p> <p>第二十六条から第三十二条まで（現行のとおり） 別表第一から別表第四まで（現行のとおり）</p>	<p>第一条から第二十四条まで（略） （介護休暇）</p> <p>第二十五条 議長は、職員がその配偶者若しくは二親等内の親族又は同一の世帯に属する者で疾病、負傷又は老齢により日常生活を営むことに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、介護休暇（前条に規定するものを除く。以下この条及び次条において同じ。）を承認するものとする。</p> <p>2（略）</p> <p>第二十六条から第三十二条まで（略） 別表第一から別表第四まで（略）</p>

改正案	現行
<p>第一条から第十九の五条まで（現行のとおり） （年次有給休暇の付与）</p> <p>第二十条（現行のとおり）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、東京都のいずれかの職（会計年度任用の職及び臨時的任用の職を除く。）にあった者が引き続き日勤講師として新たに任用される場合のその年度の年次有給休暇は、新たに日勤講師に任用された日（以下この項及び次項において「任用日」という。）前一年の期間内に付与されていた年次有給休暇の日数に当該年次有給休暇の付与日（以下「前付与日」という。）から任用日の前日までの月数を十二で除して得た数を乗じた日数（一日未満の端数があるときは、これを日単位に切り上げた日数）に、前付与日前一年の期間内に付与されていた年次有給休暇の日数のうち使用しなかった日数並びに前項に規定する年次有給休暇の日数を加えた日数（前付与日前一年の期間内に付与されていた年次有給休暇の付与日が任用日前二年以前の日である場合は、前付与日前一年の期間内に付与されていた年次有給休暇の日数のうち使用しなかった日数を差し引いたもの）から、前付与日から任用日の前日までに使用した日数を差し引いた日数とする。</p> <p>3 第一項の規定にかかわらず、東京都の会計年度任用の職（日勤講師を除く。）又は臨時的任用の職にあった者が引き続き日勤講師として新たに任用される場合のその年度の年次有給休暇は、任用日の前日に使用することができる日数のうち同日の属する年度に付与されたもの、第一項に規定する年次有給休暇の日数を加えたものとする。</p> <p>4 から9まで（現行のとおり）</p> <p>第二十一条（現行のとおり） （介護休暇）</p>	<p>第一条から第十九の五条まで（略） （年次有給休暇の付与）</p> <p>第二十条（略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、東京都のいずれかの職（日勤講師を除く。）にあった者が引き続き日勤講師として新たに任用される場合のその年度の年次有給休暇は、新たに日勤講師に任用された日（以下この項において「任用日」という。）前一年の期間内に付与されていた年次有給休暇の日数から当該年次有給休暇の付与日から任用日の前日までに使用した日数を差し引いた日数を、前項に規定する年次有給休暇の日数に加えたものとする。</p> <p>（新設）</p> <p>3 から8まで（略）</p> <p>第二十一条（略） （介護休暇）</p>

第二十二條 教育委員会は、日勤講師がその配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。）若しくは勤務時間条例第十一条の二第一項に規定するパートナースhip関係の相手方若しくは二親等内の親族又は同一の世帯に属する者で疾病、負傷又は老齡により日常生活を営むことに支障があるもの（以下「要介護者」という。）の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、介護休暇（短期の介護休暇を除く。以下この条及び第二十三条において同じ。）を承認するものとする。

2及び3 （現行のとおり）

第二十二條の二から第三十八條まで （現行のとおり）

別表第一から別表第三まで （現行のとおり）

第二十二條 教育委員会は、日勤講師がその配偶者若しくは二親等内の親族又は同一の世帯に属する者で疾病、負傷又は老齡により日常生活を営むことに支障があるもの（以下「要介護者」という。）の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、介護休暇（短期の介護休暇を除く。以下この条及び第二十三条において同じ。）を承認するものとする。

2及び3 （略）

第二十二條の二から第三十八條まで （略）

別表第一から別表第三まで （略）

警視庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成27年3月30日訓令甲第17号） 新旧対照表（抄）

改正案	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年東京都条例第15号。<u>以下「条例」という。</u>）第19条の規定に基づき、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条から第6条まで （現行のとおり）</p> <p>（育児又は介護を行う会計年度任用職員の深夜勤務の制限）</p> <p>第7条 育児又は介護を行う会計年度任用職員の深夜勤務の制限については、勤務規程第15条の規定を準用する。この場合において、同条第1項、第3項及び第5項中「職員」とあるのは「会計年度任用職員」と、同条第2項中「警視庁警察職員の休日、休暇等に関する規程第20条の4第1項に規定する要介護者を介護する職員」とあるのは「<u>会計年度任用職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）若しくは条例第10条の2第1項に規定するパートナーシップ関係の相手方若しくは二</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年東京都条例第15号）第19条の規定に基づき、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条から第6条まで （略）</p> <p>（育児又は介護を行う会計年度任用職員の深夜勤務の制限）</p> <p>第7条 育児又は介護を行う会計年度任用職員の深夜勤務の制限については、勤務規程第15条の規定を準用する。この場合において、同条第1項、第3項及び第5項中「職員」とあるのは「<u>会計年度任用職員</u>」と、同条第2項中「<u>警視庁警察職員の休日、休暇等に関する規程第20条の4第1項に規定する要介護者を介護する職員</u>」とあるのは「<u>会計年度任用職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）若しくは二親等内の親族又は同一の世帯に属する者で疾病、負傷又は老齢により日常生</u></p>

親等内の親族又は同一の世帯に属する者で疾病、負傷又は老齡により日常生活を営むことに支障があるもの（各々が2週間以上にわたり介護を必要とする一の継続する状態にある者に限る。以下「要介護者」という。）を介護する会計年度任用職員」と、同条第3項第3号中「警視庁警察職員の休日、休暇等に関する規程第11条第1項」とあるのは「第15条」と読み替えるものとする。

第8条から第18条まで（現行のとおり）

（出産支援休暇）

第18条の2 会計年度任用職員の出産支援休暇については、休日休暇規程第16条の規定を準用する。この場合において、同条第2項中「職員」とあるのは、「会計年度任用職員」と読み替えるものとする。

（育児参加休暇）

第18条の3 会計年度任用職員の育児参加休暇については、休日休暇規程第16条の2の規定を準用する。この場合において、同条第1項中「職員」とあるのは「会計年度任用職員」と、「当該職員」とあるのは「当該会計年度任用職員」と、同条第3項中「職員」とあるのは「会計年度任用職員」と読み替えるものとする。

活を営むことに支障があるもの（各々が2週間以上にわたり介護を必要とする一の継続する状態にある者に限る。以下「要介護者」という。）を介護する会計年度任用職員」と、同条第3項第3号中「警視庁警察職員の休日、休暇等に関する規程第11条第1項」とあるのは「第15条」と読み替えるものとする。

第8条から第18条まで（略）

（出産支援休暇）

第18条の2 会計年度任用職員の出産支援休暇については、休日休暇規程第16条の規定を準用する。この場合において、同条第2項中「男性職員」とあるのは、「男性の会計年度任用職員」と読み替えるものとする。

（育児参加休暇）

第18条の3 会計年度任用職員の育児参加休暇については、休日休暇規程第16条の2の規定を準用する。この場合において、同条第1項中「男性職員」とあるのは「男性の会計年度任用職員」と、「当該職員」とあるのは「当該会計年度任用職員」と、同条第3項

<p>第19条から第23条まで (現行のとおり)</p> <p>(介護休暇)</p> <p>第24条 所属長は、会計年度任用職員がその配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)若しくは<u>条例第10条の2第1項に規定するパートナーシップ関係の相手方</u>若しくは二親等内の親族又は同一の世帯に属する者で疾病、負傷又は老齢により日常生活を営むことに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、介護休暇(前条に規定するものを除く。以下この条及び次条において同じ。)を承認するものとする。</p> <p>2 (現行のとおり)</p> <p>第25条から第31条まで (現行のとおり)</p> <p>別表第1から別表第4まで (現行のとおり)</p>	<p>中「<u>男性職員</u>」とあるのは「<u>男性の会計年度任用職員</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>第19条から第23条まで (略)</p> <p>(介護休暇)</p> <p>第24条 所属長は、会計年度任用職員がその配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)若しくは二親等内の親族又は同一の世帯に属する者で疾病、負傷又は老齢により日常生活を営むことに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、介護休暇(前条に規定するものを除く。以下この条及び次条において同じ。)を承認するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第25条から第31条まで (略)</p> <p>別表第1から別表第4まで (略)</p>
--	--

改正案	現行
<p>職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成七年東京都規則第五十五号。以下「規則」という。）第二十四条第三項（会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成二十七年東京都規則第四号。以下「会計年度任用職員勤務時間規則」という。）第二十三条において準用する場合を含む。）に規定する結婚の日（以下「結婚の日」という。）が令和元年七月一日から令和三年一月六日までの間にある職員（同月一日前に当該結婚の日に係る規則第二十四条第二項第一号の休暇を取得した職員を除く。）における同条第三項の規定の適用については、同項中「結婚の日（戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）に規定する婚姻の届出をした日又は結婚した日のうち職員が選択した日をいう。）又はパートナースhip関係となる場合に該当することとなった日の一週間前の日から当該結婚の日又はパートナースhip関係となる場合に該当することとなった日後六月を経過する日」とあるのは、「令和三年一月一日から令和五年十二月三十一日」とし、結婚の日が令和三年一月七日から令和五年一月六日までの間にある職員又は同項に規定するパートナースhip関係となる場合に該当することとなった日が令和四年十一月一日から令和五年一月六日までの間にある職員における同項の規定の適用については、同項中「当該結婚の日又はパートナースhip関係となる場合に該当することとなった日後六月を経過する日」とあるのは、「令和五年十二月三十一日」とする。</p>	<p>職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成七年東京都規則第五十五号。以下「規則」という。）第二十四条第三項（会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成二十七年東京都規則第四号。以下「会計年度任用職員勤務時間規則」という。）第二十三条において準用する場合を含む。）に規定する結婚の日（以下「結婚の日」という。）が令和元年七月一日から令和三年一月六日までの間にある職員（同月一日前に当該結婚の日に係る規則第二十四条第二項第一号の休暇を取得した職員を除く。）における同条第三項の規定の適用については、同項中「結婚の日（戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）に規定する婚姻の届出をした日又は結婚した日のうち職員が選択した日をいう。）の一週間前の日から当該結婚の日後六月を経過する日」とあるのは、「令和三年一月一日から令和五年十二月三十一日」とし、結婚の日が令和三年一月七日から令和五年一月六日までの間にある職員における同項の規定の適用については、同項中「当該結婚の日後六月を経過する日」とあるのは、「令和五年十二月三十一日」とする。</p>

改正案	現行
<p>学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成七年東京都教育委員会規則第五号。以下「規則」という。）第二十五条第三項（都立学校等に勤務する時間講師に関する規則（昭和四十九年東京都教育委員会規則第二十四号。以下「時間講師規則」という。）第十八条の二第一項第二号、都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則（平成十九年東京都教育委員会規則第六十号。以下「日勤講師規則」という。）第二十一条第一号及び東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成二十七年東京都教育委員会規則第九号。以下「会計年度任用職員勤務時間規則」という。）第二十三条の規定により準用する場合を含む。）に規定する結婚の日（以下「結婚の日」という。）が令和元年七月一日から令和三年一月六日までの間にある職員（同月一日前に当該結婚の日に係る規則第二十五条第二項第一号の休暇を取得した職員を除く。）における同条第三項の規定の適用については、同項中「結婚の日（戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）に規定する婚姻の届出をした日又は結婚した日のうち職員が選択した日をいう。）又はパートナースhip関係となる場合に該当することとなった日の一週間前の日から当該結婚の日又はパートナースhip関係となる場合に該当することとなった日以後六月を経過する日」とあるのは、「令和三年一月一日から令和五年十二月三十一日」とし、結婚の日が令和三年一月七日から令和五年一月六日までの間にある職員又は同項に規定するパートナースhip関係となる場合に該当することとなった日が令和四年十一月一日から令和五年一月六日までの間にある職員における同項の規定の適用については、同項中「当該結婚の日又はパートナースhip関係となる場合に該当することとなった日」を「令和五年十二月三十一日」とする。</p>	<p>学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成七年東京都教育委員会規則第五号。以下「規則」という。）第二十五条第三項（都立学校等に勤務する時間講師に関する規則（昭和四十九年東京都教育委員会規則第二十四号。以下「時間講師規則」という。）第十八条の二第一項第二号、都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則（平成十九年東京都教育委員会規則第六十号。以下「日勤講師規則」という。）第二十一条第一号及び東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成二十七年東京都教育委員会規則第九号。以下「会計年度任用職員勤務時間規則」という。）第二十三条の規定により準用する場合を含む。）に規定する結婚の日（以下「結婚の日」という。）が令和元年七月一日から令和三年一月六日までの間にある職員（同月一日前に当該結婚の日に係る規則第二十五条第二項第一号の休暇を取得した職員を除く。）における同条第三項の規定の適用については、同項中「結婚の日（戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）に規定する婚姻の届出をした日又は結婚した日のうち職員が選択した日をいう。）の一週間前の日から当該結婚の日以後六月を経過する日」とあるのは、「令和三年一月一日から令和五年十二月三十一日」とし、結婚の日が令和三年一月七日から令和五年一月六日までの間にある職員における同項の規定の適用については、同項中「当該結婚の日後六月を経過する日」とあるのは、「令和五年十二月三十一日」とする。</p>

改正案	現行
<p>東京都教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成二十七年東京都教育委員会規則第八号。以下「会計年度任用職員勤務時間規則」という。）第二十三条において準用する職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成七年東京都規則第五十五号。以下「規則」という。）第二十四条第三項に規定する結婚の日（以下「結婚の日」という。）が令和元年七月一日から令和三年一月六日までの間にある職員（同月一日前に当該結婚の日に係る会計年度任用職員勤務時間規則第二十三条において準用する規則第二十四条第二項第一号の休暇を取得した職員を除く。）及び結婚の日が令和三年一月七日から令和五年一月六日までの間にある職員又は同条第三項に規定するパートナーシップ関係となる場合に該当することとなった日が令和四年十一月一日から令和五年一月六日までの間にある職員については、職員の慶弔休暇の特例に関する規則（令和二年東京都規則第二百一号）の規定を準用する。</p>	<p>東京都教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成二十七年東京都教育委員会規則第八号。以下「会計年度任用職員勤務時間規則」という。）第二十三条において準用する職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成七年東京都規則第五十五号。以下「規則」という。）第二十四条第三項に規定する結婚の日（以下「結婚の日」という。）が令和元年七月一日から令和三年一月六日までの間にある職員（同月一日前に当該結婚の日に係る会計年度任用職員勤務時間規則第二十三条において準用する規則第二十四条第二項第一号の休暇を取得した職員を除く。）及び結婚の日が令和三年一月七日から令和五年一月六日までの間にある職員については、職員の慶弔休暇の特例に関する規則（令和二年東京都規則第二百一号）の規定を準用する。</p>

改正案	現行
<p>東京都議会議員会局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成二十七年東京都議会議員長訓令第五号。以下「会計年度任用職員勤務時間規程」という。）第二十二条において準用する職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成七年東京都規則第五十五号。以下「規則」という。）第二十四条第三項に規定する結婚の日（以下「結婚の日」という。）が令和元年七月一日から令和三年一月六日までの間にある職員（同月一日前に当該結婚の日に係る会計年度任用職員勤務時間規程第二十二条において準用する規則第二十四条第二項第一号の休暇を取得した職員を除く。）及び結婚の日が令和三年一月七日から令和五年一月六日までの間にある職員又は同条第三項に規定するパートナースhip関係となる場合に該当することとなった日が令和四年十一月一日から令和五年一月六日までの間にある職員については、職員の慶弔休暇の特例に関する規則（令和二年東京都規則第二百一十号）の規定を準用する。</p>	<p>東京都議会議員会局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成二十七年東京都議会議員長訓令第五号。以下「会計年度任用職員勤務時間規程」という。）第二十二条において準用する職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成七年東京都規則第五十五号。以下「規則」という。）第二十四条第三項に規定する結婚の日（以下「結婚の日」という。）が令和元年七月一日から令和三年一月六日までの間にある職員（同月一日前に当該結婚の日に係る会計年度任用職員勤務時間規程第二十二条において準用する規則第二十四条第二項第一号の休暇を取得した職員を除く。）及び結婚の日が令和三年一月七日から令和五年一月六日までの間にある職員については、職員の慶弔休暇の特例に関する規則（令和二年東京都規則第二百一十号）の規定を準用する。</p>

職員の給与に関する条例施行規則（昭和三十七年東京都規則第百七十二号）

新旧対照表（抄）

改正案

第一条から第十五条まで（現行のとおり）

別記様式第一号（現行のとおり）

別記様式第一号の二（第四条関係）

様式第一号の2(第4条関係)

職 員 別 姓 号 簿	年分	職員番号	氏 名	性別	生年月日	採用年月日	退職年月日	住所等(上記は都道府県コード及び市町村コード)	1月1日現在		通勤手当 (課税分)	宿直手当 (課税分)	経費動支手当 (非課税分)	その他手当	期末手当	退職手当
									職 位	現 任 所						
1																
2																
3																
4																
5																
6																
7																
8																
9																
10																
11																
12																
13																
課 税 分 支 給 額 別	社 会 保 険 料						退職給付 税	所 得 税	住 民 税	通勤手当 (非課税分)	宿直手当 (非課税分)	控 除		所 得 税 等 進 達 率 分		
	厚生年金 保険料	国民年金 保険料	健康保険 料	介護保険 料	雇用保険 料	その他						控除 額	控除 率	所得額	社会保険料	所得税
1																
2																
3																
4																
5																
6																
7																
8																
9																
10																
11																
12																
13																

(注) 令和4年9月分までは、地方公務員法の一環を改正する法律（令和3年法律第20号）による改正前の地方公務員法第20条の2に基づき再任開始時期退職職員に限り、社会保険料の欄中「健康・介護保険」を「健康保険料」に読み替えて本様式を使用するものとする。

現行

第一条から第十五条まで（略）

別記様式第一号（略）

別記様式第一号の二（第四条関係）

様式第一号の2(第4条関係)

職 員 別 姓 号 簿	年分	職員番号	氏 名	性別	生年月日	採用年月日	退職年月日	住所等(上記は都道府県コード及び市町村コード)	1月1日現在		通勤手当 (課税分)	宿直手当 (課税分)	経費動支手当 (非課税分)	その他手当	期末手当	退職手当
									職 位	現 任 所						
1																
2																
3																
4																
5																
6																
7																
8																
9																
10																
11																
12																
13																
課 税 分 支 給 額 別	社 会 保 険 料						退職給付 税	所 得 税	住 民 税	通勤手当 (非課税分)	宿直手当 (非課税分)	控 除		所 得 税 等 進 達 率 分		
	厚生年金 保険料	国民年金 保険料	健康保険 料	介護保険 料	雇用保険 料	その他						控除 額	控除 率	所得額	社会保険料	所得税
1																
2																
3																
4																
5																
6																
7																
8																
9																
10																
11																
12																
13																

(注) 令和4年9月分までは、地方公務員法の一環を改正する法律（令和3年法律第20号）に基づき再任開始時期退職職員に限り、社会保険料の欄中「健康・介護保険」を「健康保険料」に読み替えて本様式を使用するものとする。

(裏)

記入上の注意

第一 共通事項

- 1 太線の枠内のみに記入すること。
- 2 届け出る該当手当関係欄のみに記入すること。
- 3 それぞれの該当欄にレ印若しくは○を記入するか、又は該当の条項を○で囲むこと。
- 4 手当を受けている職員について、その要件に係る事実が異動があり、引き続き当該手当の届出をする場合には、新たに届出を行うのではなく、当該欄の次の行等下部の余白欄に追加すること。
- 5 添付する証明書は、原則として、官公署の発行するものとするが、任命権者が実情に応じて指定する証明書によることもできること。
- 6 特殊な事情については、事務担当者にお問い合わせるか、又は「備考」欄等に説明を加えること。

第二 住居手当関係

- 1 「住所」欄には、町名、街区符号(○丁目○番等)のほか、住居番号等(○棟○号室、○〇荘、○〇方等)もできるだけ詳しく記入すること。
- 2 住宅の実情欄中「公舎・社宅等」とは、都が職員及びその世帯の構成員を居住させるために設置した施設(有料、無料を問わない。)並びに都以外の雇用主(国、民間等を問わず、全ての勤務先をいう。)が被雇用者及びその世帯の構成員等を居住させるために設置した施設をいう。
- 3 「届出事由・発生年月日・届出年月日」欄には、住居手当を受ける事実の生じた理由(例えば、新規届出、住居の異動、世帯主の変更、収入の変動等)、事実発生の年月日及び届出の年月日を記入すること。
- 4 「異動事由・発生年月日・届出年月日」欄には、住居手当を受

(裏)

ける事実のなくなった理由(例えば、公舎入居、他からの住居手当の受給、世帯主の変更、収入の変動等)、事実発生の年月日及び届出の年月日を記入すること。

- 5 「世帯の構成」欄には、同居、別居にかかわらず、生計を一にする者は全て記入すること。
- 6 「職業等」欄には、勤務先名等を記入すること(本人は記入不要)。
- 7 「収入」欄には、勤労所得のほか、資産所得、事業所得その他の収入もあれば、その総額を記入すること。
- 8 「世帯変更等の届出年月日・事由」欄には、住居手当及び扶養手当の「届出事由・発生年月日・届出年月日」及び「異動事由・発生年月日・届出年月日」欄(住居手当及び扶養手当の支給の始期及び終期)に係る事項以外の「世帯の構成」欄の変更事項について記入すること。

第三 扶養手当関係

- 1 「世帯の構成」欄には、前記の住居手当関係の5によるほか、この届に係る生計を一にしない扶養親族も記入すること。
なお、上記の者のうち、扶養親族に該当するものは「扶養の有無」欄中の「扶」を、該当しないものは「他」を○で囲むこと。
- 2 「職業等」、「収入」及び「世帯変更等の届出年月日・事由」欄については、前記の住居手当関係の6から8までを参照のこと。
- 3 「届出事由・発生年月日・届出年月日」欄には、扶養手当を受ける事実の生じた理由(例えば、婚姻、出生、満60歳以上等)、事実発生の年月日及び届出の年月日を記入すること。
- 4 「異動事由・発生年月日・届出年月日」欄には、扶養手当を受ける事実のなくなった理由(例えば、満22歳以後最初の3月31日に達した、離婚、死亡、就職等)、事実発生の年月日及び届出の年月日を記入すること。

(裏)

記入上の注意

第一 共通事項

- 1 太線の枠内のみに記入すること。
- 2 届け出る該当手当関係欄のみに記入すること。
- 3 それぞれの該当欄にレ印若しくは○を記入するか、又は該当の条項を○で囲むこと。
- 4 手当を受けている職員について、その要件に係る事実が異動があり、引き続き当該手当の届出をする場合には、新たに届出を行うのではなく、当該欄の次の行等下部の余白欄に追加すること。
- 5 添付する証明書は、原則として、官公署の発行するものとするが、任命権者が実情に応じて指定する証明書によることもできること。
- 6 特殊な事情については、事務担当者にお問い合わせるか、又は「備考」欄等に説明を加えること。

第二 住居手当関係

- 1 「住所」欄には、町名、街区符号(○丁目○番等)のほか、住居番号等(○棟○号室、○〇荘、○〇方等)もできるだけ詳しく記入すること。
- 2 住宅の実情欄中「公舎・社宅等」とは、都が職員及び職員とその家族を居住させるために設置した施設(有料、無料を問わない。)及び都以外の雇用主(国、民間等を問わず、全ての勤務先をいう。)が被雇用者及びその家族を居住させるために設置した施設をいう。
- 3 「届出事由・発生年月日・届出年月日」欄には、住居手当を受ける事実の生じた理由(例えば、新規届出、住居の異動、世帯主の変更、収入の変動等)、事実発生の年月日及び届出の年月日を記入すること。
- 4 「異動事由・発生年月日・届出年月日」欄には、住居手当を受

(裏)

ける事実のなくなった理由(例えば、公舎入居、他からの住居手当の受給、世帯主の変更、収入の変動等)、事実発生の年月日及び届出の年月日を記入すること。

- 5 「世帯の構成」欄には、同居、別居にかかわらず、生計を一にする者は全て記入すること。
- 6 「職業等」欄には、勤務先名等を記入すること(本人は記入不要)。
- 7 「収入」欄には、勤労所得のほか、資産所得、事業所得その他の収入もあれば、その総額を記入すること。
- 8 「世帯変更等の届出年月日・事由」欄には、住居手当及び扶養手当の「届出事由・発生年月日・届出年月日」及び「異動事由・発生年月日・届出年月日」欄(住居手当及び扶養手当の支給の始期及び終期)に係る事項以外の「世帯の構成」欄の変更事項について記入すること。

第三 扶養手当関係

- 1 「世帯の構成」欄には、前記の住居手当関係の5によるほか、この届に係る生計を一にしない扶養親族も記入すること。
なお、上記の者のうち、扶養親族に該当するものは「扶養の有無」欄中の「扶」を、該当しないものは「他」を○で囲むこと。
- 2 「職業等」、「収入」及び「世帯変更等の届出年月日・事由」欄については、前記の住居手当関係の6から8までを参照のこと。
- 3 「届出事由・発生年月日・届出年月日」欄には、扶養手当を受ける事実の生じた理由(例えば、婚姻、出生、満60歳以上等)、事実発生の年月日及び届出の年月日を記入すること。
- 4 「異動事由・発生年月日・届出年月日」欄には、扶養手当を受ける事実のなくなった理由(例えば、満22歳以後最初の3月31日に達した、離婚、死亡、就職等)、事実発生の年月日及び届出の年月日を記入すること。

別記様式第三号及び様式第四号
(現行のとおり)

別記様式第三号及び様式第四号
(略)

学校職員の給与に関する条例施行規則（昭和三十七年東京都教育委員会規則第二十八号）新旧対照表（抄）

改正案	現行
第一条から第十五条まで（現行のとおり） 別記様式第一号（現行のとおり） 別記様式第一号の二	第一条から第十五条まで（略） 別記様式第一号（略） 別記様式第一号の二

改正案	現行
<p>第一条（現行のとおり） （やむを得ない事情）</p> <p>第二条（現行のとおり）</p> <p>一 配偶者又は条例第十条第二項第一号に規定するパートナーシップ関係の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）が、疾病等により介護を必要とする状態にある職員又は配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方の父母又は同居の親族を介護すること。</p> <p>二 配偶者又はパートナーシップ関係の相手方が学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校その他の教育施設に在学している同居の子を養育すること。</p> <p>三 配偶者又はパートナーシップ関係の相手方が引き続き就業すること。</p> <p>四 配偶者又はパートナーシップ関係の相手方が職員又は配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方の所有に係る住宅を管理するため、引き続き当該住宅に居住すること。</p> <p>五 配偶者又はパートナーシップ関係の相手方が職員と同居できないと認められる前各号に類する事情</p> <p>第三条（現行のとおり） （加算額等）</p> <p>第四条（現行のとおり）</p>	<p>第一条（略） （やむを得ない事情）</p> <p>第二条（略）</p> <p>一 配偶者が、疾病等により介護を必要とする状態にある職員若しくは配偶者の父母又は同居の親族を介護すること。</p> <p>二 配偶者が学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校その他の教育施設に在学している同居の子を養育すること。</p> <p>三 配偶者が引き続き就業すること。</p> <p>四 配偶者が職員又は配偶者の所有に係る住宅を管理するため、引き続き当該住宅に居住すること。</p> <p>五 配偶者が職員と同居できないと認められる前各号に類する事情</p> <p>第三条（略） （加算額等）</p> <p>第四条（略）</p>

一 最も経済的かつ合理的と認められる通常の交通の経路及び方法による職員の住居から配偶者又はパートナースhip関係の相手方の住居までの経路について、前条第一号に規定する通勤距離に準じて算定した距離（以下「交通距離」という。）が片道百キロメートル以上である職員（次号又は第三号に該当する職員を除く。）

二 職員の住居又は配偶者若しくはパートナースhip関係の相手方の住居のいずれか一方のみが別表第一の上欄に掲げる島しょ等にある職員

三 職員の住居及び配偶者又はパートナースhip関係の相手方の住居がともに島しょにある職員であつて、これらの住居が別表第二の上欄に掲げる関係にあるもの

2 (現行のとおり)

一及び二 (現行のとおり)

三 前項第三号に該当する職員 別表第二の上欄に掲げる職員の住居と配偶者又はパートナースhip関係の相手方の住居との関係の区分に応じ、当該下欄に定める額

(均衡職員の範囲等)

第五条 (現行のとおり)

一 次に掲げる事由の発生（以下「事由発生」という。）に伴い、住居を移転し、第二条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者又はパートナースhip関係の相手方と別居することとなった職員で、当該事由発生の直前の住居から当該事由発生の直後に在勤する公署に通勤することが第三条に

一 最も経済的かつ合理的と認められる通常の交通の経路及び方法による職員の住居から配偶者の住居までの経路について、前条第一号に規定する通勤距離に準じて算定した距離（以下「交通距離」という。）が片道百キロメートル以上である職員（次号又は第三号に該当する職員を除く。）

二 職員の住居又は配偶者の住居のいずれか一方のみが別表第一の上欄に掲げる島しょ等にある職員

三 職員の住居及び配偶者の住居がともに島しょにある職員であつて、これらの住居が別表第二の上欄に掲げる関係にあるもの

2 (略)

一及び二 (略)

三 前項第三号に該当する職員 別表第二の上欄に掲げる職員の住居と配偶者の住居との関係の区分に応じ、当該下欄に定める額

(均衡職員の範囲等)

第五条 (略)

一 次に掲げる事由の発生（以下「事由発生」という。）に伴い、住居を移転し、第二条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該事由発生の直前の住居から当該事由発生の直後に在勤する公署に通勤することが第三条に規定する基準に照らして困難である

規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員

イ及びロ (現行のとおり)

二 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、第二条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者又はパートナーシップ関係の相手方と別居することとなった職員であつて、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが第三条に規定する基準に照らして困難であると認められる職員以外の職員で当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署における職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと認められるものうち、単身で生活することを常況とする職員

三 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、第二条に規定するやむを得ない事情に準ずる事情(以下単に「やむを得ない事情に準ずる事情」という。)により、同居していた十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子と別居することとなった職員(配偶者及びパートナーシップ関係の相手方のいづれもない職員に限る。)で、当該異動又は公署の移転の直前から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが第三条に規定する基準に照らして困難であると認められるもの(当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署における職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと認められる者を含む。)のうち、単身で生活することを常況とする職員

四 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を

と認められるものうち、単身で生活することを常況とする職員

イ及びロ (略)

二 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、第二条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員であつて、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが第三条に規定する基準に照らして困難であると認められる職員以外の職員で当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署における職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと認められるものうち、単身で生活することを常況とする職員

三 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、第二条に規定するやむを得ない事情に準ずる事情(以下単に「やむを得ない事情に準ずる事情」という。)により、同居していた十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子と別居することとなった職員(配偶者のない職員に限る。)で、当該異動又は公署の移転の直前から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが第三条に規定する基準に照らして困難であると認められるもの(当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署における職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと認められる者を含む。)のうち、単身で生活することを常況とする職員

四 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を

移転した後、特別の事情により、当該異動又は公署の移転の直前に同居していた配偶者又はパートナースhip関係の相手方

（配偶者及びパートナースhip関係の相手方のいずれもない職員にあっては、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子。以下「配偶者又はパートナースhip関係の相手方等」という。）と別居することとなった職員（当該別居が当該異動又は公署の移転の日から起算して三年以内に生じた職員に限る。）で、当該別居の直後の配偶者又はパートナースhip関係の相手方等の住居から当該別居の直後に在勤する公署に通勤することが第三条に規定する基準に照らして困難であると認められるもの（当該別居の直後に在勤する公署における職務の遂行上住居を移転して配偶者又はパートナースhip関係の相手方等と同居することができないと認められる者を含む。）のうち、単身で生活することを常況とする職員

五 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、第二条に規定するやむを得ない事情（配偶者及びパートナースhip関係の相手方のいずれもない職員にあっては、やむを得ない事情に準ずる事情）により、同居していた配偶者又はパートナースhip関係の相手方等と別居することとなった職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが第三条に規定する基準に照らして困難であると認められるもの（当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署における職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと認められる者を含む。）のうち、十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子の

移転した後、特別の事情により、当該異動又は公署の移転の直前に同居していた配偶者（配偶者のない職員にあっては、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子。以下「配偶者等」という。）と別居することとなった職員（当該別居が当該異動又は公署の移転の日から起算して三年以内に生じた職員に限る。）で、当該別居の直後の配偶者等の住居から当該別居の直後に在勤する公署に通勤することが第三条に規定する基準に照らして困難であると認められるもの（当該別居の直後に在勤する公署における職務の遂行上住居を移転して配偶者等と同居することができないと認められる者を含む。）のうち、単身で生活することを常況とする職員

五 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、第二条に規定するやむを得ない事情（配偶者のない職員にあっては、やむを得ない事情に準ずる事情）により、同居していた配偶者等と別居することとなった職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが第三条に規定する基準に照らして困難であると認められるもの（当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署における職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと認められる者を含む。）のうち、十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子のみと同居して生活することを常況とする職員

みと同居して生活することを常況とする職員

六 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転した後、特別の事情により、当該異動又は公署の移転の直前に同居していた配偶者又はパートナーシップ関係の相手方等と別居することとなった職員（当該別居が当該異動又は公署の移転の日から起算して三年以内に生じた職員に限る。）で、当該別居の直後の配偶者又はパートナーシップ関係の相手方等の住居から当該別居の直後に在勤する公署に通勤することが第三条に規定する基準に照らして困難であると認められるもの（当該別居の直後に在勤する公署における職務の遂行上住居を移転して配偶者又はパートナーシップ関係の相手方等と同居することができないと認められる者を含む。）のうち、十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子のみと同居して生活することを常況とする職員

七及び八 （現行のとおり）

（支給の調整）

第六条 職員の配偶者又はパートナーシップ関係の相手方が単身赴任手当又は東京都、他の地方公共団体、国その他のこれに相当する手当の支給を受ける場合には、その間、当該職員には単身赴任手当は支給しない。

（届出）

第七条 新たに条例第十二条の二第一項又は第三項の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、単身赴任届により、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方等との別居の状況等を速やかに所屬長に届け

六 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転した後、特別の事情により、当該異動又は公署の移転の直前に同居していた配偶者等と別居することとなった職員（当該別居が当該異動又は公署の移転の日から起算して三年以内に生じた職員に限る。）で、当該別居の直後の配偶者等の住居から当該別居の直後に在勤する公署に通勤することが第三条に規定する基準に照らして困難であると認められるもの（当該別居の直後に在勤する公署における職務の遂行上住居を移転して配偶者等と同居することができないと認められる者を含む。）のうち、十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子のみと同居して生活することを常況とする職員

七及び八 （略）

（支給の調整）

第六条 職員の配偶者が単身赴任手当又は東京都、他の地方公共団体、国その他のこれに相当する手当の支給を受ける場合には、その間、当該職員には単身赴任手当は支給しない。

（届出）

第七条 新たに条例第十二条の二第一項又は第三項の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、単身赴任届により、配偶者等との別居の状況等を速やかに所屬長に届け出なければならない。単身赴任手当

出なければならない。単身赴任手当を受けている職員の住居、同居者、配偶者又はパートナースhip関係の相手方等の住居等に変更があった場合についても、同様とする。

2 (現行のとおり)

第八条から第十一条まで (現行のとおり)

(事後の確認)

第十二条 (現行のとおり)

2 所属長は、前項の確認を行う場合において、必要と認めるときは、職員に対し、配偶者又はパートナースhip関係の相手方等との別居の状況等を証明するに足る書類の提出を求めることができる。

第十三条 (現行のとおり)

別表第一 (現行のとおり)

別表第二(第四条関係)

職員の住居と配偶者又はパートナースhip関係の相手方の住居との関係の区分	加 算 額
一 職員の住居から配偶者又はパートナースhip関係の相手方の住居までの船舶による交通の経路が東京港經由となること。	職員の住居及び配偶者又はパートナースhip関係の相手方の住居のそれぞれについての別表第一の上欄に掲げる島しよ等の区分に応じ、当該下欄に定める額を合算した額(七〇、〇〇〇円を限度とす

を受けている職員の住居、同居者、配偶者等の住居等に変更があった場合についても、同様とする。

2 (略)

第八条から第十一条まで (略)

(事後の確認)

第十二条 (略)

2 所属長は、前項の確認を行う場合において、必要と認めるときは、職員に対し、配偶者等との別居の状況等を証明するに足る書類の提出を求めることができる。

第十三条 (略)

別表第一 (略)

別表第二(第四条関係)

職員の住居と配偶者の住居との関係の区分	加 算 額
一 職員の住居から配偶者の住居までの船舶による交通の経路が東京港經由となること。	職員の住居及び配偶者の住居のそれぞれについての別表第一の上欄に掲げる島しよ等の区分に応じ、当該下欄に定める額を合算した額(七〇、〇〇〇円を限度とする。)

別表第三 (現行のとおり)	<p>二 職員の住居と配偶者又はパートナースhip関係の手方の住居とが次の組合せにあること。</p> <p>(一) 三宅島及び御蔵島 (二) 三宅島及び青ヶ島 (三) 八丈島及び青ヶ島 (四) 八丈島及び御蔵島 (五) 青ヶ島及び御蔵島 (六) 小笠原父島及び母島</p> <p>八、〇〇〇円</p>
------------------	---

別表第三 (略)	<p>二 職員の住居と配偶者の住居とが次の組合せにあること。</p> <p>(一) 三宅島及び御蔵島 (二) 三宅島及び青ヶ島 (三) 八丈島及び青ヶ島 (四) 八丈島及び御蔵島 (五) 青ヶ島及び御蔵島 (六) 小笠原父島及び母島</p> <p>八、〇〇〇円</p>
-------------	---

改正案	現行
<p>第一条（現行のとおり） （やむを得ない事情）</p> <p>第二条（現行のとおり）</p> <p>一 配偶者又は条例第十二条第二項第一号に規定するパートナースhip関係の相手方（以下「パートナースhip関係の相手方」という。）が、疾病等により介護を必要とする状態にある職員又は配偶者若しくはパートナースhip関係の相手方の父母又は同居の親族を介護すること。</p> <p>二 配偶者又はパートナースhip関係の相手方が学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校その他の教育施設に在学している同居の子を養育すること。</p> <p>三 配偶者又はパートナースhip関係の相手方が引き続き就業すること。</p> <p>四 配偶者又はパートナースhip関係の相手方が職員又は配偶者若しくはパートナースhip関係の相手方の所有に係る住宅を管理するため、引き続き当該住宅に居住すること。</p> <p>五 配偶者又はパートナースhip関係の相手方が職員と同居できないと認められる前各号に類する事情</p> <p>第三条（現行のとおり） （加算額等）</p> <p>第四条（現行のとおり）</p> <p>一 最も経済的かつ合理的と認められる通常の交通の経路及び方法による職員の住居から配偶者又はパートナースhip関係の相手方の住居までの経路について、前条第一号に規定する通勤距離に準じて算定した距離（以下「交通距離」という。）が片道百キロメートル以上である職員（次号又は第三号に該当する職員を除く。）</p>	<p>第一条（略） （やむを得ない事情）</p> <p>第二条（略）</p> <p>一 配偶者が、疾病等により介護を必要とする状態にある職員若しくは配偶者の父母又は同居の親族を介護すること。</p> <p>二 配偶者が学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校その他の教育施設に在学している同居の子を養育すること。</p> <p>三 配偶者が引き続き就業すること。</p> <p>四 配偶者が職員又は配偶者の所有に係る住宅を管理するため、引き続き当該住宅に居住すること。</p> <p>五 配偶者が職員と同居できないと認められる前各号に類する事情</p> <p>第三条（略） （加算額等）</p> <p>第四条（略）</p> <p>一 最も経済的かつ合理的と認められる通常の交通の経路及び方法による職員の住居から配偶者の住居までの経路について、前条第一号に規定する通勤距離に準じて算定した距離（以下「交通距離」という。）が片道百キロメートル以上である職員（次号又は第三号に該当する職員を除く。）</p>

く。

二 職員の住居又は配偶者若しくはパートナースhip関係の相手方の住居のいずれか一方のみが別表第一の上欄に掲げる島しょ等にある職員

三 職員の住居及び配偶者又はパートナースhip関係の相手方の住居がともに島しょにある職員であつて、これらの住居が別表第二の上欄に掲げる関係にあるもの

2 (現行のとおり)

一及び二 (現行のとおり)

三 前項第三号に該当する職員 別表第二の上欄に掲げる職員の住居と配偶者又はパートナースhip関係の相手方の住居との関係の区分に応じ、当該下欄に定める額

(均衡職員の範囲等)

第五条 (現行のとおり)

一 次に掲げる事由の発生(以下「事由発生」という。)に伴い、住居を移転し、第二条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者又はパートナースhip関係の相手方と別居することとなった職員で、当該事由発生直前の住居から当該事由発生直後に在勤する学校に通勤することが第三条に規定する基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする職員

イ及びロ (現行のとおり)

二 学校を異にする異動又は在勤する学校の移転に伴い、住居を移転し、第二条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者又はパートナースhip関係の相手方と別居することとなった職員であつて、当該異動又は学校の移転の直前の住居から当該異動又は学校の移転の直後に在勤する学校に通勤することが第三条に規定する基準に照らして困難であると認められる職員以外の職員で当該異動又は学校の移転の直後に在勤する学校

二 職員の住居又は配偶者の住居のいずれか一方のみが別表第一の上欄に掲げる島しょ等にある職員

三 職員の住居及び配偶者の住居がともに島しょにある職員であつて、これらの住居が別表第二の上欄に掲げる関係にあるもの

2 (略)

一及び二 (略)

三 前項第三号に該当する職員 別表第二の上欄に掲げる職員の住居と配偶者の住居との関係の区分に応じ、当該下欄に定める額

(均衡職員の範囲等)

第五条 (略)

一 次に掲げる事由の発生(以下「事由発生」という。)に伴い、住居を移転し、第二条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該事由発生直前の住居から当該事由発生直後に在勤する学校に通勤することが第三条に規定する基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする職員

イ及びロ (略)

二 学校を異にする異動又は在勤する学校の移転に伴い、住居を移転し、第二条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員であつて、当該異動又は学校の移転の直前の住居から当該異動又は学校の移転の直後に在勤する学校に通勤することが第三条に規定する基準に照らして困難であると認められる職員以外の職員で当該異動又は学校の移転の直後に在勤する学校における職務の遂行上住居を移転せざ

における職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員

三 学校を異にする異動又はは在勤する学校の移転に伴い、住居を移転し、第二条に規定するやむを得ない事情に準ずる事情（以下単に「やむを得ない事情に準ずる事情」という。）により、同居していた十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子と別居することとなった職員（配偶者及びパートナシップ関係の相手方のいずれもない職員に限る。）で、当該異動又は学校の移転の直前の住居から当該異動又は学校の移転の直後に在勤する学校に通勤することが第三条に規定する基準に照らして困難であると認められるもの（当該異動又は学校の移転の直後に在勤する学校における職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと認められる者を含む。）のうち、単身で生活することを常況とする職員

四 学校を異にする異動又はは在勤する学校の移転に伴い、住居を移転した後、特別の事情により、当該異動又は学校の移転の直前に同居していた配偶者又はパートナシップ関係の相手方（配偶者及びパートナシップ関係の相手方のいずれもない職員にあっては、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子。以下「配偶者又はパートナシップ関係の相手方等」という。）と別居することとなった職員（当該別居が当該異動又は学校の移転の日から起算して三年以内に生じた職員に限る。）で、当該別居の直後の配偶者又はパートナシップ関係の相手方等の住居から当該別居の直後に在勤する学校に通勤することが第三条に規定する基準に照らして困難であると認められるもの（当該別居の直後に在勤する学校における職務の遂行上住居を移転して配偶者又はパートナシップ関係の相手方等と同居することができないと認められる者を含む。）のうち、単身で生活することを常況とする職員

五 学校を異にする異動又はは在勤する学校の移転に伴い、住居を移

るを得ないと認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員

三 学校を異にする異動又はは在勤する学校の移転に伴い、住居を移転し、第二条に規定するやむを得ない事情に準ずる事情（以下単に「やむを得ない事情に準ずる事情」という。）により、同居していた十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子と別居することとなった職員（配偶者のない職員に限る。）で、当該異動又は学校の移転の直前の住居から当該異動又は学校の移転の直後に在勤する学校に通勤することが第三条に規定する基準に照らして困難であると認められるもの（当該異動又は学校の移転の直後に在勤する学校における職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと認められる者を含む。）のうち、単身で生活することを常況とする職員

四 学校を異にする異動又はは在勤する学校の移転に伴い、住居を移転した後、特別の事情により、当該異動又は学校の移転の直前に同居していた配偶者（配偶者のない職員にあっては、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子。以下「配偶者等」という。）と別居することとなった職員（当該別居が当該異動又は学校の移転の日から起算して三年以内に生じた職員に限る。）で、当該別居の直後の配偶者等の住居から当該別居の直後に在勤する学校に通勤することが第三条に規定する基準に照らして困難であると認められるもの（当該別居の直後に在勤する学校における職務の遂行上住居を移転して配偶者等と同居することができないと認められる者を含む。）のうち、単身で生活することを常況とする職員

五 学校を異にする異動又はは在勤する学校の移転に伴い、住居を移

転し、第二条に規定するやむを得ない事情（配偶者及びパートナースhip関係の相手方のいづれもない職員にあつては、やむを得ない事情に準ずる事情）により、同居していた配偶者又はパートナースhip関係の相手方等と別居することとなった職員で、当該異動又は学校の移転の直前の住居から当該異動又は学校の移転の直後に在勤する学校に通勤することが第三条に規定する基準に照らして困難であると認められるもの（当該異動又は学校の移転の直後に在勤する学校における職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと認められる者を含む。）のうち、十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子のみと同居して生活することを常況とする職員

六 学校を異にする異動又は在勤する学校の移転に伴い、住居を移転した後、特別の事情により、当該異動又は学校の移転の直前に同居していた配偶者又はパートナースhip関係の相手方等と別居することとなった職員（当該別居が当該異動又は学校の移転の日から起算して三年以内に生じた職員に限る。）で、当該別居の直後の配偶者又はパートナースhip関係の相手方等の住居から当該別居の直後に在勤する学校に通勤することが第三条に規定する基準に照らして困難であると認められるもの（当該別居の直後に在勤する学校における職務の遂行上住居を移転して配偶者又はパートナースhip関係の相手方等と同居することができないと認められる者を含む。）のうち、十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子のみと同居して生活することを常況とする職員

七及び八 （現行のとおり）

（支給の調整）

第六条 職員の配偶者又はパートナースhip関係の相手方が単身赴任手当又は東京都、他の地方公共団体、国その他のこれに相当する手当の支給を受ける場合には、その間、当該職員には単身赴任手当は支給しない。

転し、第二条に規定するやむを得ない事情（配偶者のない職員にあつては、やむを得ない事情に準ずる事情）により、同居していた配偶者等と別居することとなった職員で、当該異動又は学校の移転の直前の住居から当該異動又は学校の移転の直後に在勤する学校に通勤することが第三条に規定する基準に照らして困難であると認められるもの（当該異動又は学校の移転の直後に在勤する学校における職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと認められる者を含む。）のうち、十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子のみと同居して生活することを常況とする職員

六 学校を異にする異動又は在勤する学校の移転に伴い、住居を移転した後、特別の事情により、当該異動又は学校の移転の直前に同居していた配偶者等と別居することとなった職員（当該別居が当該異動又は学校の移転の日から起算して三年以内に生じた職員に限る。）で、当該別居の直後の配偶者等の住居から当該別居の直後に在勤する学校に通勤することが第三条に規定する基準に照らして困難であると認められるもの（当該別居の直後に在勤する学校における職務の遂行上住居を移転して配偶者等と同居することができないと認められる者を含む。）のうち、十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子のみと同居して生活することを常況とする職員

七及び八 （略）

（支給の調整）

第六条 職員の配偶者が単身赴任手当又は東京都、他の地方公共団体、国その他のこれに相当する手当の支給を受ける場合には、その間、当該職員には単身赴任手当は支給しない。

(届出)

第七条 新たに条例第十四条の二第一項又は第三項の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、単身赴任届により、配偶者又はパートナースhip関係の相手方等との別居の状況等を速やかに所属長に届け出なければならぬ。単身赴任手当を受けている職員の住居、同居者、配偶者又はパートナースhip関係の相手方等の住居等に変更があった場合についても、同様とする。

2 (現行のとおり)

第八条から第十一条まで (現行のとおり)

(事後の確認)

第十二条 (現行のとおり)

2 所属長は、前項の確認を行う場合において、必要と認めるときは、職員に対し、配偶者又はパートナースhip関係の相手方等との別居の状況等を証明するに足る書類を求めることができる。

第十三条 (現行のとおり)

別表第一 (現行のとおり)

別表第二(第四条関係)

職員の住居と配偶者又はパートナースhip関係の相手方の住居との関係の区分	加算額
一 職員の住居から配偶者又はパートナースhip関係の相手方の住居までの船舶による交通の経路が東京港經由となること。	職員の住居及び配偶者又はパートナースhip関係の相手方の住居のそれぞれについての別表第一の上欄に掲げる島しょ等の区分に応じ、当該下欄に定める額を合算した額(七〇、〇〇〇円を限度とする。)

(届出)

第七条 新たに条例第十四条の二第一項又は第三項の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、単身赴任届により、配偶者等との別居の状況等を速やかに所属長に届け出なければならぬ。単身赴任手当を受けている職員の住居、同居者、配偶者等の住居等に変更があった場合についても、同様とする。

2 (略)

第八条から第十一条まで (略)

(事後の確認)

第十二条 (略)

2 所属長は、前項の確認を行う場合において、必要と認めるときは、職員に対し、配偶者等との別居の状況等を証明するに足る書類を求めることができる。

第十三条 (略)

別表第一 (略)

別表第二(第四条関係)

職員の住居と配偶者の住居との関係の区分	加算額
一 職員の住居から配偶者の住居までの船舶による交通の経路が東京港經由となること。	職員の住居及び配偶者の住居のそれぞれについての別表第一の上欄に掲げる島しょ等の区分に応じ、当該下欄に定める額を合算した額(七〇、〇〇〇円を限度とする。)

別表第三 (現行のとおり)	<p>二 職員の住居と配偶者又はパートナーシップ関係の相手方の住居とが次の組合せにあること。</p> <p>(一) 三宅島及び御蔵島 (二) 三宅島及び青ヶ島 (三) 八丈島及び青ヶ島 (四) 八丈島及び御蔵島 (五) 青ヶ島及び御蔵島 (六) 小笠原父島及び母島</p>	<p>八、〇〇〇円</p>
------------------	--	---------------

別表第三 (略)	<p>二 職員の住居と配偶者の住居とが次の組合せにあること。</p> <p>(一) 三宅島及び御蔵島 (二) 三宅島及び青ヶ島 (三) 八丈島及び青ヶ島 (四) 八丈島及び御蔵島 (五) 青ヶ島及び御蔵島 (六) 小笠原父島及び母島</p>	<p>八、〇〇〇円</p>
-------------	--	---------------

改正案	現行
<p>第一条 (現行のとおり) (支給範囲)</p> <p>第二条 (現行のとおり)</p> <p>2 (現行のとおり)</p> <p>一 都が職員及びその世帯の構成員を居住させるために設置した施設</p> <p>二 国、他の地方公共団体、公社、公団、民間企業等その名称を問わず雇用主が被雇用者及びその世帯の構成員等を居住させるために設置した施設</p> <p>第三条から第六条まで (現行のとおり)</p>	<p>第一条 (略) (支給範囲)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一 都が職員及びその家族を居住させるために設置した施設</p> <p>二 国、地方公共団体、公社、公団、民間企業等その名称を問わず雇用主が被雇用者及びその家族を居住させるために設置した施設</p> <p>第三条から第六条まで (略)</p>

改正案

第一条（現行のとおり）

（支給範囲）

第二条（現行のとおり）

2（現行のとおり）

- 一 都が職員及びその世帯の構成員を居住させるために設置した施設
- 二 国、他の地方公共団体、公社、公団、民間企業等その名称を問わず雇用主が被雇用者及びその世帯の構成員等を居住させるために設置した施設

第三条から第七条まで（現行のとおり）

別記様式（第三条関係）

別記様式(第三号関係)									
住 居 借									
所属長校		所属学校		職員番号		借出年月日 年 月 日		主な借出事由	
職 名		役 階級表() 級 氏名		借入(年) (月分)		他からの借居手当 受給状況		<input type="checkbox"/> 新借出 <input type="checkbox"/> 住居の異動 <input type="checkbox"/> 賃貸借契約内容の変更 <input type="checkbox"/> 借主の変更 <input type="checkbox"/> 収入の変動 <input type="checkbox"/> 世帯の構成状況の変動 <input type="checkbox"/> その他()	
学校職員の住居手当に関する規則(第三号)の規定に基づき、住居の異動を届け出る。									
借出人 <input type="checkbox"/> 借主 <input type="checkbox"/> これに準ずる者									
世帯員氏名	本人との続柄	生年月日	同居の別	職業等	借入(年) (月分)	他からの借居手当 受給状況	借 費	年 月 日	受 電
本人	本人	-	同・別			有・無			
		-	同・別			有・無			
		-	同・別			有・無			
		-	同・別			有・無			
		-	同・別			有・無			
		-	同・別			有・無			
本人、世帯員 の住居		借居・借居の借主 の住居	借居・借居の借主 の住居	借居・借居の借主 の住居	借居・借居の借主 の住居	借居・借居の借主 の住居	借居・借居の借主 の住居	借居・借居の借主 の住居	借居・借居の借主 の住居
月額		借居料(元)		借居料(元)		借居料(元)		借居料(元)	
借居料のみ		借居料のみ		借居料のみ		借居料のみ		借居料のみ	
借居料を含む()		借居料を含む()		借居料を含む()		借居料を含む()		借居料を含む()	
借居料を含む()		借居料を含む()		借居料を含む()		借居料を含む()		借居料を含む()	
上記のとおり確認する。 年 月 日 所属長 氏名									
備考欄 1. それぞれの借居欄に申し込むは○を入れるか又は該当の借居欄を○で囲むこと。 2. 大體の枠内のみに入力すること。 3. 「借居」欄には、町名、借出序号(○丁目○番)のみならず、借居番号(○棟○号、○区、○町)もできるだけ詳しく記入すること。 4. 「借出年月日、主な借出事由、上記事業の発出年月日」欄には、該当の事由にシテ○を入れ、借出年月日と事業の発出年月日とを記入すること。 5. 「借居の構成状況」欄には、同居、別居にかかわらず、住所を一にする場合は記入すること。 6. 「借居」欄には、勤務先等のほか、借居所、事業所等その他の収入もあれば、その金額を記入すること。 7. 「収入」欄には、勤務先等のほか、借居所、事業所等その他の収入もあれば、その金額を記入すること。 8. 住居の異動(「借居・借居」とは、借居の借主と借居の借主とを異にするために設置した施設(有料、無料を問わない。)及び上記以外の雇用主(国、民間等)を問わず、全ての勤務先をいう。)が被雇用者及びその世帯の構成員等を居住させるために設置した施設をいう。 9. 特種な事情については、事務担当者に問い合わせるか、又は審査自由に説明を加えること。									

現行

第一条（略）

（支給範囲）

第二条（略）

2（略）

- 一 都が職員及びその家族を居住させるために設置した施設
- 二 国、地方公共団体、公社、公団、民間企業等その名称を問わず雇用主が被雇用者及びその家族を居住させるために設置した施設

第三条から第七条まで（略）

別記様式（第三条関係）

別記様式(第三号関係)									
住 居 借									
所属長校		所属学校		職員番号		借出年月日 年 月 日		主な借出事由	
職 名		役 階級表() 級 氏名		借入(年) (月分)		他からの借居手当 受給状況		<input type="checkbox"/> 新借出 <input type="checkbox"/> 住居の異動 <input type="checkbox"/> 賃貸借契約内容の変更 <input type="checkbox"/> 借主の変更 <input type="checkbox"/> 収入の変動 <input type="checkbox"/> 世帯の構成状況の変動 <input type="checkbox"/> その他()	
学校職員の住居手当に関する規則(第三号)の規定に基づき、住居の異動を届け出る。									
借出人 <input type="checkbox"/> 借主 <input type="checkbox"/> これに準ずる者									
世帯員氏名	本人との続柄	生年月日	同居の別	職業等	借入(年) (月分)	他からの借居手当 受給状況	借 費	年 月 日	受 電
本人	本人	-	同・別			有・無			
		-	同・別			有・無			
		-	同・別			有・無			
		-	同・別			有・無			
		-	同・別			有・無			
		-	同・別			有・無			
本人、世帯員 の住居		借居・借居の借主 の住居	借居・借居の借主 の住居	借居・借居の借主 の住居	借居・借居の借主 の住居	借居・借居の借主 の住居	借居・借居の借主 の住居	借居・借居の借主 の住居	借居・借居の借主 の住居
月額		借居料(元)		借居料(元)		借居料(元)		借居料(元)	
借居料のみ		借居料のみ		借居料のみ		借居料のみ		借居料のみ	
借居料を含む()		借居料を含む()		借居料を含む()		借居料を含む()		借居料を含む()	
借居料を含む()		借居料を含む()		借居料を含む()		借居料を含む()		借居料を含む()	
上記のとおり確認する。 年 月 日 所属長 氏名									
備考欄 1. それぞれの借居欄に申し込むは○を入れるか又は該当の借居欄を○で囲むこと。 2. 大體の枠内のみに入力すること。 3. 「借居」欄には、町名、借出序号(○丁目○番)のみならず、借居番号(○棟○号、○区、○町)もできるだけ詳しく記入すること。 4. 「借出年月日、主な借出事由、上記事業の発出年月日」欄には、該当の事由にシテ○を入れ、借出年月日と事業の発出年月日とを記入すること。 5. 「借居の構成状況」欄には、同居、別居にかかわらず、住所を一にする場合は記入すること。 6. 「借居」欄には、勤務先等のほか、借居所、事業所等その他の収入もあれば、その金額を記入すること。 7. 「収入」欄には、勤務先等のほか、借居所、事業所等その他の収入もあれば、その金額を記入すること。 8. 住居の異動(「借居・借居」とは、借居の借主と借居の借主とを異にするために設置した施設(有料、無料を問わない。)及び上記以外の雇用主(国、民間等)を問わず、全ての勤務先をいう。)が被雇用者及びその世帯の構成員等を居住させるために設置した施設をいう。 9. 特種な事情については、事務担当者に問い合わせるか、又は審査自由に説明を加えること。									

改正案

現行

別表第一（第二条関係）		別表第一（第二条関係）	
第一条から第四条まで（現行のとおり）		第一条から第四条まで（略）	
手当番号	種類	手当番号	種類
1から5まで	（現行のとおり）	1から5まで	（略）
6	（現行のとおり） 工業に関する学科を設置する都立の高等学校に勤務する給与条第二項に規定する教育職員（以下「教育職員」という。）が、エックス線装置を操作して、研究又は実習の業務に従事したとき。	6	（略） 都立の工業高等学校に勤務する給与条第二項に規定する教育職員（以下「教育職員」という。）が、エックス線装置を操作して、研究又は実習の業務に従事したとき。
7から9まで	（現行のとおり）	7から9まで	（略）
10	（現行のとおり） (1) 工業に関する学科を設置する都立の高等学校のオートラフト科、グラフィックアート科、オートモビル科、オートモビル	10	（略） (1) 都立の工業高等学校の工業化学科、総合技術科（教育長が別に定める都立の工業高等学校の総合技術科に
	（現行のとおり）		（略）
	（現行のとおり）		（略）
	（現行のとおり）		（略）

工学科、キャリア
技術科、理工環境
科、総合技術科、
環境化学科、科学
技術科その他教育
長が別に定める学
科で実習を補助す
る実習助手が、毒
物及び劇物取締法
(昭和二十五年法
律第三百三三号)別
表第一から別表第
三までに規定する
薬品、労働安全衛
生法施行令(昭和
四十七年政令第三
百十八号)第十六
条第一項各号に掲
げる物、同令別表
第三第一号若しく
は第二号に掲げる
特定化学物質等、
有機溶剤中毒予防
規則(昭和四十七
年労働省令第三十
六号)第一条第一
項第三号に規定す
る第一種有機溶剤
等又はホスゲン、
鉛(グラフィック

限る。)、アーク
ラフト科、応用化
学科、カラーリン
グアートツ科又は
グラフィックアート
ツ科で実習を補助
する実習助手が、
毒物及び劇物取締
法(昭和二十五年
法律第三百三三
号)別表第一から
別表第三までに
規定する薬品、
労働安全衛生法
施行令(昭和四
十七年政令第三
百十八号)第十六
条第一項各号に
掲げる物、同令
別表第三第一号
若しくは第二号
に掲げる特定化
学物質等、有機
溶剤中毒予防規
則(昭和四十七
年労働省令第三
十六号)第一条
第一項第三号に
規定する第一種
有機溶剤等又は
ホスゲン、鉛
(グラフィック
アートツ科で使

別表第二 (現行のとおり)	11 か	
	ら 17	
	まで	
	(現行 のと お り)	
	(現行のとおり)	(2) (現行のとおり) アーツ科で使用す るものに限る。)若 しくは有害アルカ ロイドその他これ らに準ずる有害な 物質若しくは薬品 に接し、又は薬品 を使用することによ って発生する有害 なガスの中で、 常時、実習の補助 業務に従事したと き。

別表第二 (略)	11 か	
	ら 17	
	まで	
	(略)	
	(略)	(2) (略) るものに限る。)若 しくは有害アルカ ロイドその他これ らに準ずる有害な 物質若しくは薬品 に接し、又は薬品 を使用することによ って発生する有害 なガスの中で、 常時、実習の補助 業務に従事したと き。